

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」の定期確認に関する
技術評価書

令和6年6月27日
日本電気技術規格委員会

配電専門部会により定期確認された JESC E2007(2014) (以下「JESC 規格」という。) の民間規格のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規 (民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準 (電気設備に関するもの) への適合性確認のプロセスについて) に基づき技術評価を実施した。

I. JESC E2007(2014)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	一	①関係する省令基準 ・第9条 (高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止) ②関係する基準解釈 ・第22条 (特別高圧の機械器具の施設) 第1項第七号
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	①JESC規格は、従来から電気事業法に関連する電気設備の技術基準の解釈に引用されている民間規格である。 ②「適用範囲」、「技術的規定」を明確に規定し、加えて規格の作成に参加した専門家である委員名簿を掲載しており、規格の体系として成立している。 ③「適用範囲」は、35kV以下の特別高圧用機械器具の路上等への施設方法について適用することを規定している。 ④「技術的規定」は、35kV以下の特別高圧用機械器具を路上に施設する場合の施設方法について規定している。 <u>以上を踏まえ、JESC規格の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参照・考慮しているか。	○	<u>配電専門部会の定期確認において、JESC 規格が引用している IEC は現在廃止となっているため、電技解釈との整合を図り、技術的内容を確認した。現在でも技術的に問題ないとしている。</u>
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、関連する電技省令第 9 条に適合し、技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	<u>JESC 規格の解説において、規格の制定経緯、制定根拠、規格の説明等を示しており、35kV 以下の特別高圧用機械器具の施設の特例の保安に関する必要な確認がなされている。</u>

表1 JESC E2007に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第9条 高圧又は特別高圧の電気機械器具は、<u>取扱者以外の者が容易に触れるおそれがないように施設しなければならない。</u>ただし、接触による危険のおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>・ JESC 規格の 35kV 以下の特別高圧用機械器具の施設の特例は、関連する電技省令に適合するものか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関連する電技省令に対し、当該 JESC 規格は、第 22 条第 1 項第七号に規定されている。</u> ・ 当該 JESC 規格は、解説の制定経緯において、電技省令の内容を具体的に記載している。 ・ 故障の際の外箱の電位上昇による接触電圧の 50V は、根拠となる IEC 61200-413（間接接触に対する保護）が 2009 年に廃止されたため、<u>当該 JESC 規格を継続することで、引き続き根拠が明確になる。</u> ・ <u>当該 JESC 規格は、1999 年に制定され、電技解釈第 22 条に引用されている。今回の配電専門部会による定期確認で「技術的規定」の変更はなく、規定の内容も妥当と判断されている。</u> ・ 以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。

JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」の定期確認に関する
技術評価書

令和6年6月27日
日本電気技術規格委員会

配電専門部会により定期確認された JESC E2008(2014) (以下「JESC 規格」という。)の民間規格のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規(民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への適合性確認のプロセスについて)に基づき技術評価を実施した。

I. JESC E2008(2014)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	①関係する省令基準 ・第4条(電気設備における感電、火災等の防止) ②関係する基準解釈 ・第133条(臨時電線路の施設)第9項
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	①JESC規格は、従来から電気事業法に関連する電気設備の技術基準の解釈に引用されている民間規格である。 ②「適用範囲」、「技術的規定」を明確に規定し、加えて規格の作成に参加した専門家である委員名簿を掲載しており、規格の体系として成立している。 ③「適用範囲」は、35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設について適用することを規定している。 ④「技術的規定」は、35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設の施設方法等について規定している。 <u>以上を踏まえ、JESC規格の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参照・考慮しているか。	○	<u>配電専門部会の定期確認において、JESC 規格が引用されている電技解釈を確認し、規定内容の整合を図った。現在でも技術的に問題ないとしている。</u>
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、関連する電技省令第 4 条に適合し、技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	<u>JESC 規格の解説において、規格の制定経緯、制定根拠、規格の説明を示しており、35kV 以下の特別高圧地上電線路の臨時施設の保安に関する必要な確認がなされている。</u>

表1 JESC E2008 に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>(電気設備における感電、火災等の防止) 第4条 電気設備は、<u>感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。</u></p>	<p>・ JESC 規格の 35kV 以下の特別高圧地上電線路の臨時施設は、関連する電技省令に適合するものか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関連する電技省令に対し、当該 JESC 規格は、第 133 条第 9 項に規定されている。</u> ・ 当該 JESC 規格は、「2. 技術的規定」において、電技省令の内容を具体的に記載している。 ・ また、「2. 技術的規定」の「一」では、施設期間を 2 ヶ月以内としており、「<u>臨時</u>」の定義を明確化している。 ・ 解説の「2. 制定根拠」では、<u>既に臨時施設として認められている高圧電線路と同様な条件を適用できるかどうかを検討し、確認している。</u> ・ <u>当該 JESC 規格は、1999 年に制定され、電技解釈第 133 条に引用されている。今回の配電専門部会による定期確認で「技術的規定」の変更はなく、規定の内容も妥当と判断されている。</u> ・ 以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。

JESC E2011(2024)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」に関する技術評価書

令和6年6月27日
日本電気技術規格委員会

配電専門部会の定期確認により改定を行う JESC E2011(2024) (以下「JESC 規格」という。) の民間規格のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規 (民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準 (電気設備に関するもの) への適合性確認のプロセスについて) に基づき技術評価を実施した。

I. JESC E2011(2024)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	①関係する省令基準 ・第6条 (電線等の断線の防止) ・第20条 (電線路等の感電又は火災の防止) ・第28条 (電線の混触の防止) ・第29条 (電線による他の工作物等への危険の防止) ・第30条 (地中電線等による他の電線及び工作物への危険の防止) ②関係する基準解釈 ・第126条(トンネル内電線路の施設) 第1項第三号イ(ロ)
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	①JESC規格は、従来から電気事業法に関連する電気設備の技術基準の解釈に引用されている民間規格である。 ②「適用範囲」、「技術的規定」を明確に規定し、加えて規格の作成に参加した専門家である委員名簿を掲載しており、規格の体系として成立している。 ③「適用範囲」は、35kV以下の特別高圧電線路を人が常時通行するトンネル内電線路として施設する場合について適用することを規定している。 ④「技術的規定」は、35kV以下の特別高圧電線路を人が常時通行するトンネル内に施設する場合の施設方法に

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
		<p>ついて規定している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JESC 規格の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参照・考慮しているか。	○	<p><u>配電専門部会の定期確認において、JESC 規格が引用されている電技解釈を確認し、規定内容の整合を図った。</u></p>
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<p><u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、関連する電技省令第 6 条、第 20 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条に適合し、技術基準に抵触していない。</u></p>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	<p><u>JESC 規格の解説において、規格の制定経緯、制定根拠、規格の説明等を示しており、35kV 以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設の保安に関する必要な確認がなされている。</u></p>

表1 JESC E2011に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>(電線等の断線の防止) 第6条 電線、支線、架空地線、弱電流電線等(弱電流電線及び光ファイバケーブルをいう。以下同じ。)その他の電気設備の保安のために施設する線は、通常の使用状態において<u>断線のおそれがないように施設しなければならない。</u></p> <p>(電線路等の感電又は火災の防止) 第20条 電線路又は電車線路は、施設場所の状況及び電圧に応じ、<u>感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u></p> <p>(電線の混触の防止) 第28条 電線路の電線、電力保安通信線又は電車線等は、他の電線又は弱電流電線等と接近し、若しくは交さする場合又は同一支持物に施設する場合には、他の電線又は弱電流電線等を損傷するおそれがなく、かつ、<u>接触、断線等によって生じる混触による感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u></p>	<p>・ JESC 規格の 35kV 以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設は、関連する電技省令に適合するものか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関連する電技省令に対し、当該 JESC 規格は、第 126 条第 1 項第三号イ(ロ)に規定されている。</u> ・ 当該 JESC 規格は、<u>断線のおそれがないように施設するため、</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ケーブルには、接触防護措置を施す ○ケーブルをトンネルの壁面に沿って取り付ける場合は、被覆を損傷しないように取り付ける ○ちょう架用線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設する <u>等を規定している。</u> ・ <u>また、感電又は火災のおそれがないように施設するため、</u> <ul style="list-style-type: none"> ○金属体には、A種接地工事(接触防護措置を施す場合は、D種接地工事)を施すと規定している。 ・ <u>なお、当該 JESC 規格は、2002 年に制定され、電技解釈第 126 条に引用されている。今回の配電専門部会による定期確認では、電技解釈の改正に伴う表記の整合のみで、「技術的規定」の変更はなく、規定の内容も妥当と判断されている。</u> ・ 以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>(電線による他の工作物等への危険の防止)</p> <p>第 29 条 電線路の電線又は電車線等は、他の工作物又は植物と接近し、又は交さす場合には、他の工作物又は植物を損傷するおそれがなく、かつ、<u>接触、断線等によって生じる感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u></p> <p>(地中電線等による他の電線及び工作物への危険の防止)</p> <p>第 30 条 地中電線、屋側電線及びトンネル内電線その他の工作物に固定して施設する電線は、他の電線、弱電流電線等又は管（他の電線等という。以下この条において同じ。）と接近し、又は交さす場合には、<u>故障時のアーク放電により他の電線等を損傷するおそれがないように施設しなければならない。</u>ただし、感電又は火災のおそれがない場合であって、他の電線等の管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>		

技術評価書 添付資料

添付資料Ⅰ 日本電気技術規格委員会 委員名簿（第 124 回 JESC 資料No.1-1-2 より）

添付資料Ⅱ 民間規格等作成機関資料（第 124 回 JESC 資料No.6-1 より）

添付資料 I

日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和6年6月27日現在）

区分	委員名	勤務先	所属
委員長	大崎 博之	東京大学	大学院新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻 教授
委員	金子 祥三	東京大学	生産技術研究所 研究顧問
委員	井上 俊雄	一般財団法人電力中央研究所	研究アドバイザー
委員	國生 剛治	中央大学	名誉教授
委員	望月 正人	大阪大学	大学院工学研究科 マテリアル生 産科学専攻 教授
委員	横倉 尚	武蔵大学	名誉教授
委員	吉川 榮和	京都大学	名誉教授
委員	今井 澄江	特定非営利活動法人神奈川県消費者の 会連絡会	理事
委員	大河内 美保	主婦連合会	参与
委員	松木 隆典	電気事業連合会	立地電源環境部部長
委員	伏見 保則	東京電力ホールディングス株式会社	常務執行役
委員	川北 浩司	中部電力パワーグリッド株式会社	フェロー（電力技術）
委員	西田 篤史	関西電力送配電株式会社	常務執行役員
委員	中澤 孝彦	電源開発株式会社	水力発電部 部長
委員	栗田 智久	一般社団法人日本電機工業会	技術戦略推進部長
委員	郡司 勉	一般社団法人日本電線工業会	技術部長
委員	阿部 達也	一般社団法人日本配線システム工業会	専務理事
委員	本多 隆	電気保安協会全国連絡会	事務局長
委員	芳賀 潤一	全国電気管理技術者協会連合会	専務理事
委員	西村 松次	一般社団法人日本電設工業協会	副会長 技術・安全委員長
委員	松橋 幸雄	全日本電気工事業工業組合連合会	常任理事
委員	清水 誠	一般社団法人日本電力ケーブル接続技 術協会	専務理事
委員	本吉 高行	一般社団法人電気学会	専務理事
委員	中村 泰造	一般社団法人日本機械学会	発電用設備規格担当
委員	奥村 智之	一般社団法人日本電気協会	技術部長
委員	森田 潔	一般社団法人電気設備学会	専務理事
委員	友澤 靖嗣	一般社団法人日本ガス協会	エネルギーシステム企画グループ 副部長
委員	増川 浩章	一般社団法人火力原子力発電技術協会	専務理事
委員	爾見 豊	一般財団法人発電設備技術検査協会	常務理事

区分	委員名	勤務先	所属
委員	大岡 紀一	一般社団法人日本非破壊検査協会	顧問
委員	稲本 拓弥	一般社団法人日本溶接協会	事業部
委員	小井澤 和明	一般社団法人電力土木技術協会	副会長 兼 専務理事
委員	木田 洋祐	一般社団法人日本風力発電協会	技術第二部長
委員	亀田 正明	一般社団法人太陽光発電協会	技術部長
委員	野村 佳広	大口自家発電施設者懇話会	常務理事
委員	北林 雅之	一般社団法人日本内燃力発電設備協会	技術部 担当部長
委員	手塚 政俊	日本電気計器検定所	検定管理部 部長
委員	小池 浩輝	一般財団法人電気工事技術講習センター	業務部長
顧問	日高 邦彦	東京電機大学	工学部 電気電子工学科 客員教授
顧問	横山 明彦	東京大学	名誉教授

日電協 2024 技基 65 号
令和 6 年 5 月 27 日

日本電気技術規格委員会
委員長 横山 明彦 殿

配電専門部会
部会長 梶川 拓也

「JESC 規格の定期確認について（案）」の審議・承認のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、配電専門部会におきまして、JESC 運営要領に基づき日本電気協会が発行している JESC 規格の規定内容の確認を行いました。

つきましては、日本電気技術規格委員会機構規約 第 2 条の規定に基づき、本案について審議・承認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

確認した JESC 規格

- ・ JESC E2007(2014) 35kV 以下の特別高圧用機械器具の施設の特例
- ・ JESC E2008(2014) 35kV 以下の特別高圧地上電線路の臨時施設
- ・ JESC E2011(2014) 35kV 以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設

添付資料

1. 配電専門部会の審議に係わる説明
2. 配電専門部会 規約
3. 案件策定時の配電専門部会 委員名簿
4. JESC 規格の定期確認について（案）

配電専門部会の審議に係わる説明

件名	JESC 規格の定期確認について
① 案件の要望者	定期確認のため要望者なし
② 専門部会の承認日	第 60 回 配電専門部会（令和 6 年 4 月 8 日 承認）
③ 専門部会における議決の状況	全員賛成（委員総数 22 名）
④ 専門部会で提出された主な意見及びその意見への対応概要	特になし
⑤ 関係技術基準等への適合性に関する説明	関係基準等を補完する民間規格であり，適合性に関して問題ない
⑥ 制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要	配電専門部会においては，意見公募をしていない
⑦ 定期的改定に関する事項	5 年以内の周期で見直し
⑧ 審議記録の保存に関する事項	5 年間以上保管
⑨ 技術的な事項の問合わせへの対応	配電専門部会にて対応
⑩ その他，特記事項	なし

配電専門部会 規約

平成 9年 8月 28日 制 定
平成11年 4月 8日 一部改定
平成25年 6月 11日 一部改定
平成26年 5月 26日 一部改定

(目的)

- 第1条** 配電専門部会は、配電設備に関する電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化と民間規格の充実を図るため、国際規格との整合性を踏まえた電気技術に関する推奨基準（一般社団法人 日本電気協会 電気技術規程 (JEAC)、電気技術指針 (JEAG)）等を制定・改訂すること、及び必要に応じてその推奨基準等を日本電気技術規格委員会（以下「委員会」という。）へ上程することを目的とする。
- 2** 配電専門部会は、委員会の基において配電設備に関する電気施設の技術基準等（電気事業法に係る電気設備の技術基準等）を調査研究し、必要に応じて技術基準（省令・告示）およびその解釈に関する改正案を委員会に上程することを目的とする。

(委員構成)

- 第2条** 専門部会委員は、次の各号に掲げる者のうちから、専門部会の議を経て選任されるものとする。
- ① 学識経験者
 - ② 民間規格作成団体
 - ③ 民間規格運用団体
 - ④ その他、規格・基準に関係ある団体、企業等

(委員の委嘱)

- 第3条** 専門部会の委員は、部会長がこれを委嘱する。ただし、部会長が委嘱できない場合は、一般社団法人 日本電気協会 会長が委嘱を代行することができる。
- 2** 専門部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。委員の組織内における人事異動に伴う委員の補充の場合はこれを引き継ぐことができる。補充された部会委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(部会長)

- 第4条** 専門部会には部会長1名を置く。部会長の任期は部会委員の任期に従う。
- 2** 部会長は部会委員の互選により定める。
 - 3** 部会長の委嘱は一般社団法人 日本電気協会 会長がこれを行う。
 - 4** 部会長は専門部会を招集し、その議長となる。

(審議案件の議決)

- 第5条** 専門部会の審議のうち、委員会へ上程する技術的な案件については、出席者による全会一致を原則とする。ただし、全会一致とならない場合は、それらの意見を付記する。なお、必要な場合は、書面審議を行うことができる。
- 2** その他の専門部会で審議する事項は、全委員の三分の二以上の出席のもとにおいて、半数の賛成者をもって決定する。なお、必要な場合は、書面審議を行うことができる。
- 3** 上記2の審議において、賛否同数の場合においては、部会長が決定する。

(作業会)

- 第6条** 専門部会は必要に応じ、作業会を設けることができる。
- 2** 作業会の委員は、第2条の各号に掲げる者のうちから、専門部会の議を経て、専門部会の部会長がこれを委嘱する。任期については専門部会に準ずる。
- 3** 作業会には幹事を1名置き、専門部会の部会長がこれを委嘱する。
- 4** 幹事は作業会を招集し、その議長となる。

(事務局)

- 第7条** 専門部会の運営に関する事務を処理するため、一般社団法人 日本電気協会に事務局を置く。

(経費)

- 第8条** 専門部会の運営に必要な経費は、電気関係諸団体その他よりの拠出金をもってこれに充てる。

(事業年度)

- 第9条** 専門部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(参加)

- 第10条** 部会長及び幹事は、必要に応じ、部会に学識経験者等の参加を求めることができる。

(その他)

- 第11条** この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、専門部会の議を経て定める。

付 則 ・本規約は平成27年4月1日から発効する。

案件策定時の配電専門部会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	氏名	所属
部会長	梶川 拓也	中部電力パワーグリッド(株) 配電部長
委員	高橋 健彦	関東学院大学 大学院工学研究科 名誉教授
委員	若尾 真治	早稲田大学理事(研究推進担当)・理工学術院教授
委員	青木 睦	名古屋工業大学 大学院工学研究科 准教授
委員	中井 祐史	北海道電力ネットワーク(株) 配電部 設備企画グループ グループリーダー
委員	三上 覚	東北電力ネットワーク(株) 配電部 (配電技術) 課長
委員	山元 久明	東京電力パワーグリッド(株) 配電部 配電設計グループ グループマネージャー
委員	馬淵 崇	中部電力パワーグリッド(株) 配電部 配電建設グループ長
委員	福澤 憲昌	北陸電力送配電(株) 配電部 業務計画チーム 統括課長
委員	松本 真也	関西電力送配電(株) 配電部 配電運用グループ チーフマネージャー
委員	高橋 明久	中国電力ネットワーク(株) 配電技術部 配電工事・機材グループ マネージャー
委員	浅井 正行	四国電力送配電(株) 配電部 設備グループ グループリーダー
委員	岩下 朋亨	九州電力送配電(株) 配電本部 配電設備建設グループ グループ長
委員	平安 亮	沖縄電力(株) 送配電本部 配電部 次長
委員	高橋 勝彦	KDDI(株) 技術統括本部 アクセス技術本部 インフラシステム設計部 副部長
委員	結城 靖幸	一般社団法人日本電機工業会 技術戦略推進部 重電・産業技術課長
委員	郡司 勉	一般社団法人日本電線工業会 技術部長
委員	大川 徳之	住友電気工業(株) 電力事業部 技術部 配電・産業技術グループ グループ長
委員	泊 政明	(株)フジクラ・タ イケーブル 技術部 グループ長
委員	松村 徹	一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会 専務理事
委員	藤井 満	(株)関電工 取締役 常務執行役員 社会インフラ統轄本部 本部長代理
委員	岡田 有功	一般財団法人電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 ネットワーク技術研究部門 研究推進マネージャー 研究参事
委員	西野 宏	(株)日本エナジー・コンポ・ネット 技術部長

以上

JESC 規格の定期確認結果について（案）

JESC規格は、日本電気技術規格委員会で定める「規格・基準等の審議手順に係る要領」において、「委員会が承認した規格・基準で、技術基準等に反映されている規格は、5年以内に見直しが行われているか確認を行う」としている。

今回、令和5年度の対象となる3件のJESC規格について定期確認を行ったため、その確認結果について報告する。

1 JESC規格の定期確認結果

対象規格	規格概要	対応	説明	新旧比較
JESC E2007(2014) 35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例 【第22条第1項】	35kV 以下の特別高圧用機械器具を路上等に施設する場合の要件を規定している。	確認・報告	他規格との様式の統一のため、一部表現の見直しを実施する。(技術的規定内容に変更なし)	別紙1
JESC E2008(2014) 35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設 【第133条第9項】	「35kV 以下の特別高圧地上電線路」の臨時施設(使用期間が2か月以内)の要件を規定している。	確認・報告	他規格との様式の統一のため、一部表現の見直しを実施する。(技術的規定内容に変更なし)	別紙2
JESC E2011(2014) 35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設 【第126条第1項】	35kV 以下の特別高圧電線路を人が常時通行するトンネル内に施設する場合の要件を規定している。	改定	技術的規定内容に引用している電技解釈(第111条第2項)が改正されているため、電技解釈に合わせて改定する。	別紙3

- ・【 】内は、当該JESC規格に引用している「電気設備の技術基準の解釈」(本資料では「電技解釈」という)の条項を示す。

以上

JESC E2007(2014)「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p data-bbox="379 573 1104 653">J E S C</p> <p data-bbox="528 848 943 911">35 k V以下の特別高圧用機械器具の 施設の特例</p> <p data-bbox="418 953 1032 991">J E S C E 2 0 0 7 (2 0 1 4)</p> <p data-bbox="543 1205 928 1276">平成26年8月7日 改定 (令和元年6月13日 確認)</p> <p data-bbox="492 1352 982 1398">日本電気技術規格委員会</p>	<p data-bbox="1581 573 2306 653">J E S C</p> <p data-bbox="1730 848 2145 911">35 k V以下の特別高圧用機械器具の 施設の特例</p> <p data-bbox="1620 953 2234 991">J E S C E 2 0 0 7 (2 0 1 4)</p> <p data-bbox="1754 1205 2119 1276">平成26年8月7日 改定 (令和●年●月●日 確認)</p> <p data-bbox="1694 1352 2184 1398">日本電気技術規格委員会</p>	<p data-bbox="2546 1247 2742 1276">●確認日の記載</p>

JESC E2007(2014)「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>制定・改定の経緯 平成11年5月26日制定 平成14年4月5日改定 平成26年8月7日改定 令和元年6月13日確認</p>	<p>制定・改定の経緯 平成11年5月26日制定 平成14年4月5日改定 平成26年8月7日改定 令和元年6月13日確認 令和 ●年●月●日確認</p>	<p>●確認日の記載</p>

JESC E2007(2014)「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
目 次	目 次	
「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」(J E S C E 2 0 0 7) ----- 1	「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」(J E S C E 2 0 0 7) ----- 1	
解 説	解 説	
1. <u>改定経緯および改定理由</u> ----- 2	1. <u>制定・改定経緯</u> ----- 2	●記載様式見直し (他規格と統一)
2. 制定根拠 ----- 3	2. 制定根拠 ----- 3	
3. 規格の説明 ----- 3	3. 規格の説明 ----- 3	
4. 関連資料 ----- 3	4. 関連資料 ----- 3	
日本電気技術規格委員会規格について ----- 5	日本電気技術規格委員会規格 <u>(JESC)</u> について ----- 5	●記載様式見直し (他規格と統一)
規格制定・改定に参加した委員の氏名 ----- 7	規格制定・改定に参加した委員の氏名 ----- 7	

JESC E2007(2014)「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格</p> <p style="text-align: center;">35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例 J E S C E 2 0 0 7 (2 0 1 4)</p> <p>1. 適用範囲 この規格は、35kV以下の特別高圧用機械器具の路上等への施設方法について規定する。</p> <p>2. 技術的規定 35kV以下の特別高圧用機械器具を路上等へ施設する場合は、充電部分が露出しない機械器具を、温度上昇により、又は故障の際に、その近傍の大地との間に生じる電位差により、人若しくは家畜又は他の工作物に危険のおそれがないように施設すること。</p>	<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格</p> <p style="text-align: center;">35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例 J E S C E 2 0 0 7 (2 0 1 4)</p> <p>1. 適用範囲 この規格は、35kV以下の特別高圧用機械器具の路上等への施設方法について規定する。</p> <p>2. 技術的規定 35kV以下の特別高圧用機械器具を路上等へ施設する場合は、充電部分が露出しない機械器具を、温度上昇により、又は故障の際に、その近傍の大地との間に生じる電位差により、人若しくは家畜又は他の工作物に危険のおそれがないように施設すること。</p>	

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">JESC E2007(35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例) 解説</p> <p><u>本解説における「電気設備の技術基準の解釈」(以下、「解釈」という)の条項は、説明の都合上、平成23年7月の解釈改正前と改正後の条文番号が混在するため、改正前の条項を示す場合は「旧〇条」と記載する。</u></p> <p>1. 改定経緯及び改定理由</p> <p><u>本規格は、解釈旧第30条【高圧用の機械器具の施設】の規定を引用して制定している。平成23年7月に解釈が改正されたため、解釈の表記と整合をはかるよう見直した。</u></p> <p><u>また、本解説の「2. 制定根拠」に記載している50Vの根拠規格 IEC 61200-413が2009年に廃止されたため、この説明を追記した。</u></p> <p><JESC E2007(1999)制定経緯(参考)></p> <p>高圧用の機械器具の施設は、解釈旧第30条(現行：第21条)【高圧の機械器具の施設】第1項第七号により、一般公衆が常時接触する可能性がある路上等への施設が認められている。しかし、特別高圧用の機械器具の施設については、解釈旧第31条(現行：第22条)【特別高圧の機械器具の施設】では、さく等により人が触れるおそれがないように施設する場合や、工場等の構内で機械器具を絶縁された箱又はA種接地工事を施した金属製の箱に収めかつ、充電部が露出しないようにする場合等に限定されて認められており、一般公衆が常時接触する可能性がある路上等への施設は認められていない。</p> <p>また、20kV級配電設備は、新規開発地域や再開発地域を中心に適用が拡大されているため、地中系統による設備形成が主体となり、機械器具を施設する際にはさく等で囲むスペースが必要であることから、施設が困難な状況にある。</p> <p>これらの状況から、高圧用の機械器具と同様に、十分に安全性が確保できる条件によれば一般公衆への感電のおそれがないことから、特別高圧用の機械器具の路上等への施設を認める規格を制定する。</p> <p><JESC E2007(2002)改定経緯(参考)></p> <p>JESC E2007(1999)は平成11年5月に制定されたが、その規格はJEAC 7011-1994 22(33)kV配電規程〔1999年一部改訂〕を引用する形式をとっていた。しかし引用元であるJEACが平成13年に改定されたため、引用規格をJEAC 7011-2001 22(33)kV配電規程に変更する改定が必要となった。この改定を機に、利用者の利便性の向上及びJESC改定業務の効率化を目的に、JEACを引用する形式から規定内容を単独で記載する形式へ変更した。</p> <p>2. 制定根拠</p> <p>35kV以下の特別高圧用の機械器具の施設条件について検討した結果、特別高圧用の機械器具の施設にあたっては、以下の条件を満足すれば一般公衆への安全が確保できるため、高圧の機械器具と同様に一般公衆が常時接触する可能性がある路上等においても施設することができる。</p> <p>① 外箱の温度上昇を80℃以下に抑える。</p> <p style="text-align: center;">(80℃：解釈旧第30条(現行：第21条)解説)</p>	<p style="text-align: center;">JESC E2007(35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例) 解説</p> <p><u>本解説での電気設備の技術基準の解釈(以下、「解釈」という)の条項は、規格制定時の解釈の条項番号を示す。</u></p> <p><u>JESC E2007(2014)は、前回確認から5年が経過したため、JESC運営要領に基づき、見直しを行い、現在でも技術的に問題ないものであることを確認した。</u></p> <p>1. 制定・改定経緯</p> <p><制定経緯></p> <p>高圧用の機械器具の施設は、解釈第30条(現行：第21条)【高圧の機械器具の施設】第1項第七号により、一般公衆が常時接触する可能性がある路上等への施設が認められている。しかし、特別高圧用の機械器具の施設については、解釈第31条(現行：第22条)【特別高圧の機械器具の施設】では、さく等により人が触れるおそれがないように施設する場合や、工場等の構内で機械器具を絶縁された箱又はA種接地工事を施した金属製の箱に収めかつ、充電部が露出しないようにする場合等に限定されて認められており、一般公衆が常時接触する可能性がある路上等への施設は認められていない。</p> <p>また、20kV級配電設備は、新規開発地域や再開発地域を中心に適用が拡大されているため、地中系統による設備形成が主体となり、機械器具を施設する際にはさく等で囲むスペースが必要であることから、施設が困難な状況にある。</p> <p>これらの状況から、高圧用の機械器具と同様に、十分に安全性が確保できる条件によれば一般公衆への感電のおそれがないことから、特別高圧用の機械器具の路上等への施設を認める規格を制定する。</p> <p><改定経緯></p> <p><u>[平成14年4月5日改定]</u></p> <p>JESC E2007(1999)は平成11年5月に制定されたが、その規格はJEAC 7011-1994 22(33)kV配電規程〔1999年一部改訂〕を引用する形式をとっていた。しかし引用元であるJEACが平成13年に改定されたため、引用規格をJEAC 7011-2001 22(33)kV配電規程に変更する改定が必要となった。この改定を機に、利用者の利便性の向上及びJESC改定業務の効率化を目的に、JEACを引用する形式から規定内容を単独で記載する形式へ変更した。</p> <p><u>[平成26年8月7日改定]</u></p> <p><u>平成23年7月に解釈が改正されたため、解釈の表記と整合をはかるよう見直した。</u></p> <p><u>また、本解説の「2. 制定根拠」に記載している50Vの根拠規格 IEC 61200-413が2009年に廃止されたため、この説明を追記した。</u></p> <p>2. 制定根拠</p> <p>35kV以下の特別高圧用の機械器具の施設条件について検討した結果、特別高圧用の機械器具の施設にあたっては、以下の条件を満足すれば一般公衆への安全が確保できるため、高圧の機械器具と同様に一般公衆が常時接触する可能性がある路上等においても施設することができる。</p> <p>① 外箱の温度上昇を80℃以下に抑える。</p> <p style="text-align: center;">(80℃：解釈第30条(現行：第21条)解説)</p>	<p>●記載様式見直し(他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し(他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し(他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し(他規格と統一)</p>

JESC E2007(2014)「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>② 故障の際の外箱の電位上昇による接触電圧及び歩幅電圧を50V以下に抑える。 (50V：IEC 61200-413の規約接触電圧限度)</p> <p><IEC 61200-413 について (参考) ; JESC E2007(2014)> IEC 61200-413 は 2009 年に廃止された (代替規格なし)。IEC 61200-413 には規約接触電圧限度 50V の求め方が示されており、この 50V が他の IEC 規格で感電保護に関する交流電圧の上限値として用いられている。 IEC 61200-413 は廃止されたが、「50V」の値は、他の IEC 規格 (IEC 60364-4-41(2005)「低圧電気設備-第 4-41 部：安全保護-感電保護」の感電保護に関する交流電圧の上限値) で継続して用いられているため、見直ししない。</p> <p>3. 規格の説明 20kV級/400V配電推進の観点から、従来からその施設が認められていた高圧用の機械器具と同様に、35kV以下の特別高圧用の機械器具についても一般公衆が常時接触する可能性がある路上等への施設を認める規格を制定する。</p> <p>4. 関連資料 「IEC 61200-413 (間接接触に対する保護)」 IEC 61200-413 第 1 版 1996-03 技術報告書 形式 3 電気設備ガイド 413編 間接接触に対する保護-電源の自動遮断</p> <p>〔規定内容 (抜粋) 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 推定接触電圧と遮断時間の関係が表 A (省略) に示されている。 <ul style="list-style-type: none"> 電気的インピーダンス Z 人体通過電流 I 図 1 の曲線 L_c から得られる遮断時間 t 50V の値は、規約接触電圧限度 (U_L) (conventional touch Voltage limit) として決められている。 人体におよぼす交流電流 (15Hz から 100Hz) の影響に関して、人体通過時間/人体通過電流の関係が図 1 (省略) に示されている。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>② 故障の際の外箱の電位上昇による接触電圧及び歩幅電圧を50V以下に抑える。 (50V：IEC 61200-413の規約接触電圧限度)</p> <p><IEC 61200-413 について (参考) ; JESC E2007(2014)> IEC 61200-413 は 2009 年に廃止された (代替規格なし)。IEC 61200-413 には規約接触電圧限度 50V の求め方が示されており、この 50V が他の IEC 規格で感電保護に関する交流電圧の上限値として用いられている。 IEC 61200-413 は廃止されたが、「50V」の値は、他の IEC 規格 (IEC 60364-4-41(2005)「低圧電気設備-第 4-41 部：安全保護-感電保護」の感電保護に関する交流電圧の上限値) で継続して用いられているため、見直ししない。</p> <p>3. 規格の説明 20kV級/400V配電推進の観点から、従来からその施設が認められていた高圧用の機械器具と同様に、35kV以下の特別高圧用の機械器具についても一般公衆が常時接触する可能性がある路上等への施設を認める規格を制定する。</p> <p>4. 関連資料 「IEC 61200-413 (間接接触に対する保護)」 IEC 61200-413 第 1 版 1996-03 技術報告書 形式 3 電気設備ガイド 413編 間接接触に対する保護-電源の自動遮断</p> <p>〔規定内容 (抜粋) 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 推定接触電圧と遮断時間の関係が表 A (省略) に示されている。 <ul style="list-style-type: none"> 電気的インピーダンス Z 人体通過電流 I 図 1 の曲線 L_c から得られる遮断時間 t 50V の値は、規約接触電圧限度 (U_L) (conventional touch Voltage limit) として決められている。 人体におよぼす交流電流 (15Hz から 100Hz) の影響に関して、人体通過時間/人体通過電流の関係が図 1 (省略) に示されている。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格について</p> <p><u>1. 技術基準の性能規定化</u> 電気事業法においては、電気設備や原子力設備など七つの分野の技術基準が定められており、公共の安全確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき基準として、電気工作物の保安を支えています。これら技術基準のうち、発電用水力設備、発電用火力設備、電気設備、発電用風力設備の四技術基準を定める省令は、性能規定化の観点から平成 9 年 3 月に改正されました。</p> <p><u>2. 審査基準と技術基準の解釈</u> この改正により、四技術基準は、保安上達成すべき目標、性能のみを規定する基準となり、具体的な資機材、施工方法等の規定は、同年 5 月に資源エネルギー庁が制定した「技術基準の解釈」（発電用水力設備、発電用火力設備及び電気設備の技術基準の解釈）に委ねられることとなりました。その後、平成 16 年 3 月に発電用風力設備の技術基準の解釈が示され、「技術基準の解釈」は、電気事業法に基づく保安確保上の行政処分を行う場合の判断基準の具体的内容を示す「審査基準」として、技術基準に定められた技術的要件を満たすべき技術的内容の一例を具体的に示すものと位置付けられています。</p> <p><u>3. 審査基準等への民間規格・基準の反映</u> この技術基準の改正では、公正、公平な民間の機関で制定・承認された規格であれば、電気事業法の「審査基準」や「技術基準の解釈」への引用が可能（原子力を除く。）となり、技術基準に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映することが可能となりました。 このようなことから、これら「審査基準」や「技術基準の解釈」に引用を求める民間規格・基準の制定・承認などの活動を行う委員会として、「日本電気技術規格委員会」が平成 9 年 6 月に設立されました。</p> <p><u>4. 日本電気技術規格委員会の活動</u> 日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公平性、中立性を有する委員会として、民間が自主的に運営しています。 経済産業省では、民間規格評価機関から提案された民間規格・基準を、技術基準の保安体系において積極的に活用する方針です。当委員会は、自身を民間規格評価機関として位置付け委員会活動を公開するとともに、承認する民間規格などについて広く一般国民に公知させて意見を受け付け、必要に応じてその意見を民間規格に反映するなど、民間規格評価機関として必要な活動を行っています。 具体的には、当委員会における専門部会や関係団体等が策定した民間規格・基準、技術基準等に関する提言などについて評価・審議し、承認しています。また、必要なものは、行政庁に対し技術基準等への反映を要請するなどの活動を行っています。</p> <p><u>主な業務としては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法の技術基準などへの反映を希望する民間規格・基準を評価・審議し、承認 ・電気事業法等の目的達成のため、民間自らが作成、使用し、自主的な保安確保に資する民間規格・基準の承認 ・承認した民間規格・基準に委員会の規格番号を付与し、一般へ公開 ・行政庁に対し、承認した民間規格・基準の技術基準等への反映の要請 ・技術基準等のあり方について、民間の要望を行政庁へ提案 	<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格 <u>(JESC)</u> について</p> <p><u>1. 日本電気技術規格委員会の活動</u> 日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関です。 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の技術基準等に民間の技術的知識や経験等を迅速に反映すること、自主的な保安確保に資する民間規格の活用を推進することなどの活動により、電気工作物の保安及び公衆の安全並びに電気関連事業の一層の効率化に資することを目的とし、平成9年6月に設立されました。 <u>主な活動として、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間規格等（JESC規格）の制定、改定に関する審議、承認 ・国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価及び民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価 ・国の基準の改正要請を実施しています。 <p><u>2. 本規格の使用について</u> 日本電気技術規格委員会が承認した民間規格等は、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、委員会規約に基づき学識経験者、消費者団体、関連団体等で幅広く選出された委員で構成し、外部の意見を聞く手続きを経た上で、審議・承認されています。 日本電気技術規格委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に及ぶ責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。 本規格は、関連する技術基準の解釈に引用され同解釈の規定における選択肢を増やす目的で制定されたもので、同解釈と一体となって必要な技術的要件を明示した規格となっております。 本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。</p>	<p>●JESC体制見直しに伴う変更</p>

JESC E2007(2014)「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><u>・規格に関する国際協力などの業務を通じて、電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化に資することなどがあります。</u></p> <p><u>5. 本規格の使用について</u> <u>日本電気技術規格委員会が承認した民間規格・基準は、審議の公平性、中立性の確保を基本方針とした委員会規約に基づいて、所属業種のバランスに配慮して選出された委員により審議、承認され、また、承認前の規格・基準等について広く外部の意見を聞く手続きを経て承認しています。</u> <u>当委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。</u> <u>本規格が、「電気設備の技術基準の解釈について」に引用された場合には、同解釈の一部として運用され、技術基準に適合する解釈として選択肢を増やす規格になっています。</u> <u>本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。</u></p>		

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由																																																																																																																																																																		
<p style="text-align: center;">規格制定・改定に参加した委員の氏名</p> <p style="text-align: right;">(順不同, 敬称略)</p> <p><平成11年5月26日制定時></p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成11年5月26日現在)</p> <table border="0"> <tr><td>委員長</td><td>関根 泰次</td><td>東京理科大学</td></tr> <tr><td>委員長代理</td><td>正田 英介</td><td>東京理科大学</td></tr> <tr><td>委員</td><td>秋山 守</td><td>(財)エネルギー総合工学研究所</td></tr> <tr><td>〃</td><td>朝田 泰英</td><td>東京大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>高橋 一弘</td><td>(財)電力中央研究所</td></tr> <tr><td>〃</td><td>野本 敏治</td><td>東京大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>堀川 浩甫</td><td>大阪大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>渡辺 啓行</td><td>埼玉大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>横倉 尚</td><td>武蔵大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>飛田恵理子</td><td>東京都地域婦人団体連盟</td></tr> <tr><td>〃</td><td>荒井 聡明</td><td>(社)電気設備学会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>内田 健</td><td>電気事業連合会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>杉原 誠</td><td>電気保安協会全国連絡会議</td></tr> <tr><td>〃</td><td>白石 典久</td><td>(社)日本鉄鋼連盟</td></tr> <tr><td>〃</td><td>志賀 正明</td><td>中部電力㈱</td></tr> <tr><td>〃</td><td>高岸 宗吾</td><td>(社)日本電設工業協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>武田 俊人</td><td>(社)水門鉄管協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>種市 健</td><td>東京電力㈱</td></tr> <tr><td>〃</td><td>永井 信夫</td><td>(社)日本電機工業会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>中西 恒雄</td><td>(社)火力原子力発電技術協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>小田 英輔</td><td>(社)日本電線工業会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>坂東 茂</td><td>(財)発電設備技術検査協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>藤重 邦夫</td><td>(社)電力土木技術協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>越川 文雄</td><td>(財)原子力発電技術機構</td></tr> <tr><td>〃</td><td>前田 肇</td><td>関西電力㈱</td></tr> <tr><td>〃</td><td>中丸 修</td><td>(社)電気学会</td></tr> <tr><td>幹 事</td><td>吉田 藤夫</td><td>(社)日本電気協会</td></tr> </table>	委員長	関根 泰次	東京理科大学	委員長代理	正田 英介	東京理科大学	委員	秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所	〃	朝田 泰英	東京大学	〃	高橋 一弘	(財)電力中央研究所	〃	野本 敏治	東京大学	〃	堀川 浩甫	大阪大学	〃	渡辺 啓行	埼玉大学	〃	横倉 尚	武蔵大学	〃	飛田恵理子	東京都地域婦人団体連盟	〃	荒井 聡明	(社)電気設備学会	〃	内田 健	電気事業連合会	〃	杉原 誠	電気保安協会全国連絡会議	〃	白石 典久	(社)日本鉄鋼連盟	〃	志賀 正明	中部電力㈱	〃	高岸 宗吾	(社)日本電設工業協会	〃	武田 俊人	(社)水門鉄管協会	〃	種市 健	東京電力㈱	〃	永井 信夫	(社)日本電機工業会	〃	中西 恒雄	(社)火力原子力発電技術協会	〃	小田 英輔	(社)日本電線工業会	〃	坂東 茂	(財)発電設備技術検査協会	〃	藤重 邦夫	(社)電力土木技術協会	〃	越川 文雄	(財)原子力発電技術機構	〃	前田 肇	関西電力㈱	〃	中丸 修	(社)電気学会	幹 事	吉田 藤夫	(社)日本電気協会	<p style="text-align: center;">規格制定・改定に参加した委員の氏名</p> <p style="text-align: right;">(順不同, 敬称略)</p> <p><平成11年5月26日制定時></p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成11年5月26日現在)</p> <table border="0"> <tr><td>委員長</td><td>関根 泰次</td><td>東京理科大学</td></tr> <tr><td>委員長代理</td><td>正田 英介</td><td>東京理科大学</td></tr> <tr><td>委員</td><td>秋山 守</td><td>(財)エネルギー総合工学研究所</td></tr> <tr><td>〃</td><td>朝田 泰英</td><td>東京大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>高橋 一弘</td><td>(財)電力中央研究所</td></tr> <tr><td>〃</td><td>野本 敏治</td><td>東京大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>堀川 浩甫</td><td>大阪大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>渡辺 啓行</td><td>埼玉大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>横倉 尚</td><td>武蔵大学</td></tr> <tr><td>〃</td><td>飛田恵理子</td><td>東京都地域婦人団体連盟</td></tr> <tr><td>〃</td><td>荒井 聡明</td><td>(社)電気設備学会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>内田 健</td><td>電気事業連合会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>杉原 誠</td><td>電気保安協会全国連絡会議</td></tr> <tr><td>〃</td><td>白石 典久</td><td>(社)日本鉄鋼連盟</td></tr> <tr><td>〃</td><td>志賀 正明</td><td>中部電力㈱</td></tr> <tr><td>〃</td><td>高岸 宗吾</td><td>(社)日本電設工業協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>武田 俊人</td><td>(社)水門鉄管協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>種市 健</td><td>東京電力㈱</td></tr> <tr><td>〃</td><td>永井 信夫</td><td>(社)日本電機工業会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>中西 恒雄</td><td>(社)火力原子力発電技術協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>小田 英輔</td><td>(社)日本電線工業会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>坂東 茂</td><td>(財)発電設備技術検査協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>藤重 邦夫</td><td>(社)電力土木技術協会</td></tr> <tr><td>〃</td><td>越川 文雄</td><td>(財)原子力発電技術機構</td></tr> <tr><td>〃</td><td>前田 肇</td><td>関西電力㈱</td></tr> <tr><td>〃</td><td>中丸 修</td><td>(社)電気学会</td></tr> <tr><td>幹 事</td><td>吉田 藤夫</td><td>(社)日本電気協会</td></tr> </table>	委員長	関根 泰次	東京理科大学	委員長代理	正田 英介	東京理科大学	委員	秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所	〃	朝田 泰英	東京大学	〃	高橋 一弘	(財)電力中央研究所	〃	野本 敏治	東京大学	〃	堀川 浩甫	大阪大学	〃	渡辺 啓行	埼玉大学	〃	横倉 尚	武蔵大学	〃	飛田恵理子	東京都地域婦人団体連盟	〃	荒井 聡明	(社)電気設備学会	〃	内田 健	電気事業連合会	〃	杉原 誠	電気保安協会全国連絡会議	〃	白石 典久	(社)日本鉄鋼連盟	〃	志賀 正明	中部電力㈱	〃	高岸 宗吾	(社)日本電設工業協会	〃	武田 俊人	(社)水門鉄管協会	〃	種市 健	東京電力㈱	〃	永井 信夫	(社)日本電機工業会	〃	中西 恒雄	(社)火力原子力発電技術協会	〃	小田 英輔	(社)日本電線工業会	〃	坂東 茂	(財)発電設備技術検査協会	〃	藤重 邦夫	(社)電力土木技術協会	〃	越川 文雄	(財)原子力発電技術機構	〃	前田 肇	関西電力㈱	〃	中丸 修	(社)電気学会	幹 事	吉田 藤夫	(社)日本電気協会	
委員長	関根 泰次	東京理科大学																																																																																																																																																																		
委員長代理	正田 英介	東京理科大学																																																																																																																																																																		
委員	秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所																																																																																																																																																																		
〃	朝田 泰英	東京大学																																																																																																																																																																		
〃	高橋 一弘	(財)電力中央研究所																																																																																																																																																																		
〃	野本 敏治	東京大学																																																																																																																																																																		
〃	堀川 浩甫	大阪大学																																																																																																																																																																		
〃	渡辺 啓行	埼玉大学																																																																																																																																																																		
〃	横倉 尚	武蔵大学																																																																																																																																																																		
〃	飛田恵理子	東京都地域婦人団体連盟																																																																																																																																																																		
〃	荒井 聡明	(社)電気設備学会																																																																																																																																																																		
〃	内田 健	電気事業連合会																																																																																																																																																																		
〃	杉原 誠	電気保安協会全国連絡会議																																																																																																																																																																		
〃	白石 典久	(社)日本鉄鋼連盟																																																																																																																																																																		
〃	志賀 正明	中部電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	高岸 宗吾	(社)日本電設工業協会																																																																																																																																																																		
〃	武田 俊人	(社)水門鉄管協会																																																																																																																																																																		
〃	種市 健	東京電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	永井 信夫	(社)日本電機工業会																																																																																																																																																																		
〃	中西 恒雄	(社)火力原子力発電技術協会																																																																																																																																																																		
〃	小田 英輔	(社)日本電線工業会																																																																																																																																																																		
〃	坂東 茂	(財)発電設備技術検査協会																																																																																																																																																																		
〃	藤重 邦夫	(社)電力土木技術協会																																																																																																																																																																		
〃	越川 文雄	(財)原子力発電技術機構																																																																																																																																																																		
〃	前田 肇	関西電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	中丸 修	(社)電気学会																																																																																																																																																																		
幹 事	吉田 藤夫	(社)日本電気協会																																																																																																																																																																		
委員長	関根 泰次	東京理科大学																																																																																																																																																																		
委員長代理	正田 英介	東京理科大学																																																																																																																																																																		
委員	秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所																																																																																																																																																																		
〃	朝田 泰英	東京大学																																																																																																																																																																		
〃	高橋 一弘	(財)電力中央研究所																																																																																																																																																																		
〃	野本 敏治	東京大学																																																																																																																																																																		
〃	堀川 浩甫	大阪大学																																																																																																																																																																		
〃	渡辺 啓行	埼玉大学																																																																																																																																																																		
〃	横倉 尚	武蔵大学																																																																																																																																																																		
〃	飛田恵理子	東京都地域婦人団体連盟																																																																																																																																																																		
〃	荒井 聡明	(社)電気設備学会																																																																																																																																																																		
〃	内田 健	電気事業連合会																																																																																																																																																																		
〃	杉原 誠	電気保安協会全国連絡会議																																																																																																																																																																		
〃	白石 典久	(社)日本鉄鋼連盟																																																																																																																																																																		
〃	志賀 正明	中部電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	高岸 宗吾	(社)日本電設工業協会																																																																																																																																																																		
〃	武田 俊人	(社)水門鉄管協会																																																																																																																																																																		
〃	種市 健	東京電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	永井 信夫	(社)日本電機工業会																																																																																																																																																																		
〃	中西 恒雄	(社)火力原子力発電技術協会																																																																																																																																																																		
〃	小田 英輔	(社)日本電線工業会																																																																																																																																																																		
〃	坂東 茂	(財)発電設備技術検査協会																																																																																																																																																																		
〃	藤重 邦夫	(社)電力土木技術協会																																																																																																																																																																		
〃	越川 文雄	(財)原子力発電技術機構																																																																																																																																																																		
〃	前田 肇	関西電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	中丸 修	(社)電気学会																																																																																																																																																																		
幹 事	吉田 藤夫	(社)日本電気協会																																																																																																																																																																		

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成11年4月8日現在)</p> <p>部会長 堀越 正勝 中部電力(株) 委 員 川瀬 太郎 千葉大学 " 石井 朝雄 北海道電力(株) " 佐尾 玄 東北電力(株) " 伊藤 良平 東京電力(株) " 田中 孝明 中部電力(株) " 本林 敏功 北陸電力(株) " 畑中 利勝 関西電力(株) " 熊野 義夫 中国電力(株) " 玉井佐千夫 四国電力(株) " 川上 俊彦 九州電力(株) " 花城 花栄 沖縄電力(株) " 佐藤 謙一 日本電信電話(株) " 小田 英輔 (社)日本電線工業会 " 村上 陽一 (社)日本電機工業会 " 辻 康次郎 (社)日本電力ケーブル接続技術協会 " 細野 征男 (株)関電工 " 市川 建美 (財)電力中央研究所</p>	<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成11年4月8日現在)</p> <p>部会長 堀越 正勝 中部電力(株) 委 員 川瀬 太郎 千葉大学 " 石井 朝雄 北海道電力(株) " 佐尾 玄 東北電力(株) " 伊藤 良平 東京電力(株) " 田中 孝明 中部電力(株) " 本林 敏功 北陸電力(株) " 畑中 利勝 関西電力(株) " 熊野 義夫 中国電力(株) " 玉井佐千夫 四国電力(株) " 川上 俊彦 九州電力(株) " 花城 花栄 沖縄電力(株) " 佐藤 謙一 日本電信電話(株) " 小田 英輔 (社)日本電線工業会 " 村上 陽一 (社)日本電機工業会 " 辻 康次郎 (社)日本電力ケーブル接続技術協会 " 細野 征男 (株)関電工 " 市川 建美 (財)電力中央研究所</p>	
<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成11年3月25日現在)</p> <p>主 査 田中 孝明 中部電力(株) 委 員 石井 朝雄 北海道電力(株) " 小野 保彦 東北電力(株) " 丹 和久 東京電力(株) " 前田 敏雄 中部電力(株) " 兼井 孝英 北陸電力(株) " 湯川 英彦 関西電力(株) " 山相 弘安 中国電力(株) " 多賀 裕司 四国電力(株) " 前田 敬治 九州電力(株) " 濱元 朝也 沖縄電力(株) " 亀田 実 住友電気工業(株) " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 小池 洋二 (株)フジクラ " 千葉 貢 日本電信電話(株) " 海原 紀幸 (株)関電工</p>	<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成11年3月25日現在)</p> <p>主 査 田中 孝明 中部電力(株) 委 員 石井 朝雄 北海道電力(株) " 小野 保彦 東北電力(株) " 丹 和久 東京電力(株) " 前田 敏雄 中部電力(株) " 兼井 孝英 北陸電力(株) " 湯川 英彦 関西電力(株) " 山相 弘安 中国電力(株) " 多賀 裕司 四国電力(株) " 前田 敬治 九州電力(株) " 濱元 朝也 沖縄電力(株) " 亀田 実 住友電気工業(株) " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 小池 洋二 (株)フジクラ " 千葉 貢 日本電信電話(株) " 海原 紀幸 (株)関電工</p>	

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>委員 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 旧委員 木村 剛 中国電力株</p> <p>配電研究部会合同WG (平成11年3月25日現在)</p> <p>幹事 黒岩 伸二 中部電力株 委員 小林 誠治 北海道電力株 " 唯野 幸雄 東北電力株 " 脇所 厚 東京電力株 " 近藤 正樹 東京電力株 " 石田 晴彦 中部電力株 " 佐藤 実 北陸電力株 " 大橋 俊和 関西電力株 " 神野 勝志 関西電力株 " 森脇 義幸 中国電力株 " 綿田 選 四国電力株 " 下別府和憲 九州電力株 " 屋良 祐樹 沖縄電力株 " 杉本 仁志 (財)電力中央研究所 " 神津 俊一 (株)関電工 " 前田 義弘 古河電気工業株 " 龍野 俊康 日本電信電話株 " 亀田 実 住友電気工業株 " 町田 浩一 (株)フジクラ " 関谷 幸男 電気事業連合会 旧委員 和氣 清純 中国電力株 " 明神 慎一 四国電力株</p> <p>事務局 ((社)日本電気協会技術部) 事務局 浅井 功 (総括) " 南 昌利 (配電専門部会担当)</p>	<p>委員 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 旧委員 木村 剛 中国電力株</p> <p>配電研究部会合同WG (平成11年3月25日現在)</p> <p>幹事 黒岩 伸二 中部電力株 委員 小林 誠治 北海道電力株 " 唯野 幸雄 東北電力株 " 脇所 厚 東京電力株 " 近藤 正樹 東京電力株 " 石田 晴彦 中部電力株 " 佐藤 実 北陸電力株 " 大橋 俊和 関西電力株 " 神野 勝志 関西電力株 " 森脇 義幸 中国電力株 " 綿田 選 四国電力株 " 下別府和憲 九州電力株 " 屋良 祐樹 沖縄電力株 " 杉本 仁志 (財)電力中央研究所 " 神津 俊一 (株)関電工 " 前田 義弘 古河電気工業株 " 龍野 俊康 日本電信電話株 " 亀田 実 住友電気工業株 " 町田 浩一 (株)フジクラ " 関谷 幸男 電気事業連合会 旧委員 和氣 清純 中国電力株 " 明神 慎一 四国電力株</p> <p>事務局 ((社)日本電気協会技術部) 事務局 浅井 功 (総括) " 南 昌利 (配電専門部会担当)</p>	

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><平成14年4月5日改定時></p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成14年4月5日現在)</p> <p>委員 長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学名誉教授 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 海部 孝治 電気事業連合会 " 竹野 正二 電気保安協会全国連絡会議 " 越後 格之 (社)日本鉄鋼連盟 " 野嶋 孝 中部電力(株) " 榎本 龍幸 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 尾崎 之孝 東京電力(株) " 千澤 忠彦 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 三角 逸郎 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 森 信昭 (財)原子力発電技術機構 " 佐藤 和夫 関西電力(株) " 村岡 泰夫 (社)電気学会 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	<p><平成14年4月5日改定時></p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成14年4月5日現在)</p> <p>委員 長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学名誉教授 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 海部 孝治 電気事業連合会 " 竹野 正二 電気保安協会全国連絡会議 " 越後 格之 (社)日本鉄鋼連盟 " 野嶋 孝 中部電力(株) " 榎本 龍幸 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 尾崎 之孝 東京電力(株) " 千澤 忠彦 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 三角 逸郎 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 森 信昭 (財)原子力発電技術機構 " 佐藤 和夫 関西電力(株) " 村岡 泰夫 (社)電気学会 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成14年1月15日現在)</p> <p>部会長 菅原 弘道 中部電力㈱</p> <p>委 員 高橋 健彦 関東学院大学</p> <p>〃 城川 義明 北海道電力㈱</p> <p>〃 矢萩 保雄 東北電力㈱</p> <p>〃 小田切司朗 東京電力㈱</p> <p>〃 石田 篤志 中部電力㈱</p> <p>〃 本林 敏功 北陸電力㈱</p> <p>〃 首藤 和夫 関西電力㈱</p> <p>〃 綱島 宣武 中国電力㈱</p> <p>〃 池田 章 四国電力㈱</p> <p>〃 結城 基夫 九州電力㈱</p> <p>〃 鳩間 國弘 沖縄電力㈱</p> <p>〃 神野 光生 大阪メディアポート㈱</p> <p>〃 村上 陽一 (社)日本電機工業会</p> <p>〃 高山 芳郎 (社)日本電線工業会</p> <p>〃 辻 康次郎 (社)日本電力ケーブル接続技術協会</p> <p>〃 海原 紀幸 ㈱関電工</p> <p>〃 市川 建美 (財)電力中央研究所</p>	<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成14年1月15日現在)</p> <p>部会長 菅原 弘道 中部電力㈱</p> <p>委 員 高橋 健彦 関東学院大学</p> <p>〃 城川 義明 北海道電力㈱</p> <p>〃 矢萩 保雄 東北電力㈱</p> <p>〃 小田切司朗 東京電力㈱</p> <p>〃 石田 篤志 中部電力㈱</p> <p>〃 本林 敏功 北陸電力㈱</p> <p>〃 首藤 和夫 関西電力㈱</p> <p>〃 綱島 宣武 中国電力㈱</p> <p>〃 池田 章 四国電力㈱</p> <p>〃 結城 基夫 九州電力㈱</p> <p>〃 鳩間 國弘 沖縄電力㈱</p> <p>〃 神野 光生 大阪メディアポート㈱</p> <p>〃 村上 陽一 (社)日本電機工業会</p> <p>〃 高山 芳郎 (社)日本電線工業会</p> <p>〃 辻 康次郎 (社)日本電力ケーブル接続技術協会</p> <p>〃 海原 紀幸 ㈱関電工</p> <p>〃 市川 建美 (財)電力中央研究所</p>	
<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成13年12月12日現在)</p> <p>主 査 石田 篤志 中部電力㈱</p> <p>委 員 西倉 秀寿 北海道電力㈱</p> <p>〃 佐藤 文彦 東北電力㈱</p> <p>〃 丹羽 宣之 東京電力㈱</p> <p>〃 大平 治義 中部電力㈱</p> <p>〃 飯田 真 北陸電力㈱</p> <p>〃 首藤 和夫 関西電力㈱</p> <p>〃 川本 晃 中国電力㈱</p> <p>〃 小嶋 唯司 四国電力㈱</p> <p>〃 宮崎 昭 九州電力㈱</p> <p>〃 高山 朝勝 沖縄電力㈱</p> <p>〃 田沢佐智夫 ㈱ジェイ・パワーシステムズ</p> <p>〃 岩崎 邦男 古河電気工業㈱</p> <p>〃 小池 洋二 ㈱フジクラ</p>	<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成13年12月12日現在)</p> <p>主 査 石田 篤志 中部電力㈱</p> <p>委 員 西倉 秀寿 北海道電力㈱</p> <p>〃 佐藤 文彦 東北電力㈱</p> <p>〃 丹羽 宣之 東京電力㈱</p> <p>〃 大平 治義 中部電力㈱</p> <p>〃 飯田 真 北陸電力㈱</p> <p>〃 首藤 和夫 関西電力㈱</p> <p>〃 川本 晃 中国電力㈱</p> <p>〃 小嶋 唯司 四国電力㈱</p> <p>〃 宮崎 昭 九州電力㈱</p> <p>〃 高山 朝勝 沖縄電力㈱</p> <p>〃 田沢佐智夫 ㈱ジェイ・パワーシステムズ</p> <p>〃 岩崎 邦男 古河電気工業㈱</p> <p>〃 小池 洋二 ㈱フジクラ</p>	

JESC E2007(2014)「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p> <u>〃</u> 上山正仁郎 大阪メディアポート(株) 〃 永井 博民 (株)関電工 〃 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 参 加 澤柳 友之 中部電力(株) 〃 松本 雄治 中部電力(株) </p> <p> 事務局 ((社)日本電気協会技術部) 事務局 浅井 功 (総括) 〃 清沢 和紀 (配電専門部会担当) </p>	<p> <u>委 員</u> 上山正仁郎 大阪メディアポート(株) 〃 永井 博民 (株)関電工 〃 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 参 加 澤柳 友之 中部電力(株) 〃 松本 雄治 中部電力(株) </p> <p> 事務局 ((社)日本電気協会技術部) 事務局 浅井 功 (総括) 〃 清沢 和紀 (配電専門部会担当) </p>	<p>●記載様式見直し (様式の統一)</p>

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
	<p data-bbox="1347 432 1715 464"><平成26年8月7日改定時></p> <p data-bbox="1724 470 2466 501" style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成26年8月7日現在)</p> <p data-bbox="1510 554 2119 585">委員 長 日高 邦彦 東京大学 大学院</p> <p data-bbox="1510 606 2119 638">委員長代理 横山 明彦 東京大学 大学院</p> <p data-bbox="1510 659 2015 690">委 員 野本 敏治 東京大学</p> <p data-bbox="1570 711 2015 743">" 横倉 尚 武蔵大学</p> <p data-bbox="1570 764 2015 795">" 國生 剛治 中央大学</p> <p data-bbox="1570 816 2015 848">" 金子 祥三 東京大学</p> <p data-bbox="1570 869 2015 900">" 吉川 榮和 京都大学</p> <p data-bbox="1570 921 2119 953">" 望月 正人 大阪大学 大学院</p> <p data-bbox="1570 974 2169 1005">" 栗原 郁夫 (一財)電力中央研究所</p> <p data-bbox="1570 1026 2199 1058">" 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟</p> <p data-bbox="1570 1079 2228 1110">" 今井 澄江 神奈川県消費者の会連絡会</p> <p data-bbox="1570 1131 2148 1163">" 高橋 健彦 (一社)電気設備学会</p> <p data-bbox="1570 1184 2089 1215">" 手島 康博 電気事業連合会</p> <p data-bbox="1570 1236 2199 1268">" 佐藤 均 電気保安協会全国連絡会</p> <p data-bbox="1570 1289 2059 1320">" 松浦 昌則 中部電力(株)</p> <p data-bbox="1570 1341 2199 1373">" 西村 松次 (一社)日本電設工業協会</p> <p data-bbox="1570 1394 2059 1425">" 山口 博 東京電力(株)</p> <p data-bbox="1570 1446 2169 1478">" 岩本 佐利 (一社)日本電機工業会</p> <p data-bbox="1570 1499 2279 1530">" 船橋 信之 (一社)火力原子力発電技術協会</p> <p data-bbox="1570 1551 2169 1583">" 高坂 秀世 (一社)日本電線工業会</p> <p data-bbox="1570 1604 2279 1635">" 押部 敏弘 (一社) 発電設備技術検査協会</p> <p data-bbox="1570 1656 2199 1688">" 高島 賢二 (一社)電力土木技術協会</p> <p data-bbox="1570 1709 2059 1740">" 土井 義宏 関西電力(株)</p> <p data-bbox="1570 1761 2089 1793">" 酒井 祐之 (一社)電気学会</p> <p data-bbox="1510 1814 2015 1845">顧 問 関根 泰次 東京大学</p> <p data-bbox="1510 1866 2148 1898">幹 事 吉岡 賢治 (一社)日本電気協会</p>	<p data-bbox="2549 348 2822 380">●記載漏れのため追記</p>

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
	<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成26年6月30日現在)</p> <p>部 会 長 藤田 祐三 中部電力(株)</p> <p>委 員 高橋 健彦 関東学院大学</p> <p>” 若尾 真治 早稲田大学</p> <p>” 青木 睦 名古屋工業大学</p> <p>” 原田 憲朗 北海道電力(株)</p> <p>” 中村 光一 東北電力(株)</p> <p>” 沖村 文靖 東京電力(株)</p> <p>” 垣原 正樹 中部電力(株)</p> <p>” 沼田 浩二 北陸電力(株)</p> <p>” 萬田 恭久 関西電力(株)</p> <p>” 藤原 和彦 中国電力(株)</p> <p>” 稲川 浩 四国電力(株)</p> <p>” 永野 浩文 九州電力(株)</p> <p>” 川満 秀昭 沖縄電力(株)</p> <p>” 岩本 佐利 (一社)日本電機工業会</p> <p>” 原田 真昭 (一社)日本電線工業会</p> <p>” 近藤 雅昭 (一社)日本電力ケーブル接続技術協会</p> <p>” 中田 博 KDDI(株)</p> <p>” 藤井 満 (株)関電工</p> <p>” 小林 広武 (一財)電力中央研究所</p> <p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成26年6月30日現在)</p> <p>主 査 垣原 正樹 中部電力(株)</p> <p>委 員 石崎 薫 北海道電力(株)</p> <p>” 三國 俊晴 東北電力(株)</p> <p>” 塙 裕彦 東京電力(株)</p>	

JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
	<p>〃 松村 一也 中部電力(株)</p> <p>〃 矢後 健一 北陸電力(株)</p> <p>〃 萬田 恭久 関西電力(株)</p> <p>委 員 藤原 和彦 中国電力(株)</p> <p>〃 稲川 浩 四国電力(株)</p> <p>〃 下別府 和憲 九州電力(株)</p> <p>〃 川満 秀昭 沖縄電力(株)</p> <p>〃 淡路 貴洋 (株)ジェイ・パワーシステムズ</p> <p>〃 木島 孝 (株)ビスキャス</p> <p>〃 町田 浩一 (株)フジクラ</p> <p>〃 中田 博 KDDI(株)</p> <p>〃 角田 哲郎 (株)関電工</p> <p>〃 雪平 謙二 (一財)電力中央研究所</p> <p style="text-align: center;">配電研究部会合同WG (平成26年6月30日現在)</p> <p>幹 事 林 正幸 中部電力(株)</p> <p>委 員 竹田 安輝 北海道電力(株)</p> <p>〃 菅原 徳元 東北電力(株)</p> <p>〃 澤田 大輝 東京電力(株)</p> <p>〃 杉野 政二 東京電力(株)</p> <p>〃 池田 充 中部電力(株)</p> <p>〃 平木 勲 北陸電力(株)</p> <p>〃 桑下 敬康 関西電力(株)</p> <p>〃 佐藤 孔治 関西電力(株)</p> <p>〃 橋川 仁志 中国電力(株)</p> <p>〃 石山 隆秀 四国電力(株)</p> <p>〃 平川 晴規 九州電力(株)</p> <p>〃 安形 陽一郎 沖縄電力(株)</p> <p>〃 森脇 武之 (株)ジェイ・パワーシステムズ</p> <p>〃 泊 政明 (株)ビスキャス</p> <p>〃 川島 毅 (株)フジクラ</p> <p>〃 野崎 満 (株)関電工</p> <p>〃 吉田 友一 (一財)電力中央研究所</p> <p>〃 広瀬 壮一 電気事業連合会</p> <p style="text-align: center;">事務局 ((一社)日本電気協会技術部) (平成26年6月30日現在)</p> <p>事 務 局 荒川 嘉孝 (総括)</p> <p>〃 田中 健矢 (配電専門部会担当)</p>	

JESC E2007(2014)「35 k V以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由

JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">J E S C</p> <p style="text-align: center;">35 k V 以下の特別高圧地上電線路の臨時施設</p> <p style="text-align: center;">J E S C E 2 0 0 8 (2 0 1 4)</p> <p style="text-align: center;">平成26年8月7日 改定 (令和元年6月13日 確認)</p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会</p>	<p style="text-align: center;">J E S C</p> <p style="text-align: center;">35 k V 以下の特別高圧地上電線路の臨時施設</p> <p style="text-align: center;">J E S C E 2 0 0 8 (2 0 1 4)</p> <p style="text-align: center;">平成26年8月7日 改定 (令和●年●月●日 確認)</p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会</p>	<p style="text-align: center;">●確認日の記載</p>

JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>制定・改定の経緯 平成11年5月26日制定 平成14年4月 5日改定 平成26年8月 7日改定 令和 元年6月13日確認</p>	<p>制定・改定の経緯 平成11年5月26日制定 平成14年4月 5日改定 平成26年8月 7日改定 令和 元年6月13日確認 令和 ●年●月 ●日確認</p>	<p>●確認日の記載</p>

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」(J E S C E 2 0 0 8)----- 1</p> <p>解 説</p> <p>1. <u>改定経緯および改定理由</u> ----- 2</p> <p>2. 制定根拠 ----- 2</p> <p>3. 規格の説明 ----- 3</p> <p>日本電気技術規格委員会規格について ----- 4</p> <p>規格制定・改定に参加した委員の氏名 ----- 6</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」(J E S C E 2 0 0 8)----- 1</p> <p>解 説</p> <p>1. <u>制定・改定経緯</u> ----- 2</p> <p>2. 制定根拠 ----- 2</p> <p>3. 規格の説明 ----- 3</p> <p>日本電気技術規格委員会規格 <u>(JESC)</u> について ----- 4</p> <p>規格制定・改定に参加した委員の氏名 ----- 6</p>	<p>●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し (他規格と統一)</p>

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格</p> <p style="text-align: center;">35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設 J E S C E 2 0 0 8 (2 0 1 4)</p> <p>1. 適用範囲 この規格は、35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設について規定する。</p> <p>2. 技術的規定 35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設は、次の各号によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設期間は2ヶ月以内とすること。 二 電線はケーブルを使用すること。 三 電線を施設する場所には、取扱者以外の者が容易に立ち入らないようにさく、へい等を設け、かつ、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。 四 電線は重量物の圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれがないように施設すること。 	<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格</p> <p style="text-align: center;">35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設 J E S C E 2 0 0 8 (2 0 1 4)</p> <p>1. 適用範囲 この規格は、35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設について規定する。</p> <p>2. 技術的規定 35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設は、次の各号によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設期間は2ヶ月以内とすること。 二 電線はケーブルを使用すること。 三 電線を施設する場所には、取扱者以外の者が容易に立ち入らないようにさく、へい等を設け、かつ、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。 四 電線は重量物の圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれがないように施設すること。 	

JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">JESC E2008(35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設) 解説</p> <p><u>本解説における「電気設備の技術基準の解釈」(以下、「解釈」という)の条項は、説明の都合上、平成23年7月の解釈改正前と改正後の条文番号が混在するため、改正前の条項を示す場合は「旧〇条」と記載する。</u></p> <p>1. 改定経緯および改定理由</p> <p><u>JESC E2008(2002)では、「35kV以下の特別高圧架空電線路の臨時施設」及び「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」について規定していたが、平成11年の解釈の改正により解釈本文に前者の規定が追加され施設が認められるようになったため、本規格における当該規定を削除した。</u></p> <p><u><JESC E2008(1999)制定経緯(参考)></u> 特別高圧電線路の臨時施設については、<u>解釈旧第152条(現行：第133条)【臨時電線路の施設】</u>により災害復旧に用する場合に限りその施設が認められているが、工事用等の臨時電線路の施設は認められていない。 20kV級配電設備は6kV配電設備に代わる供給方式として施設が拡大され、市街地等への施設も増加しており、建築工事に伴う支障移設工事等も発生している。これに伴う停電交渉は容易に了承を得難い状況であることから、現在は<u>解釈旧第103条【特別高圧架空ケーブルの施設】(現行：第86条【特別高圧架空電線路の架空ケーブルによる施設】)</u>の規定により一般の設備と同じ条件で施設しており、工事費用のコストアップ要因となっている。これらの状況から、35kV以下の特別高圧電線路において、既に臨時施設が認められている高圧と同様な条件で、架空電線路の簡易施設及び地上電線路の施設を認める規格を制定した。</p> <p><u><JESC E2008(2002)改定経緯(参考)></u> JESC E2008(1999)は平成11年5月に制定されたが、その規格はJEAC7011-1994 22(33)kV配電規程〔1999年一部改訂〕を引用する形式をとっていた。しかし引用元であるJEACが平成13年に改定されたため、引用規格をJEAC 7011-2001 22(33)kV配電規程に変更する改定が必要となった。この改定を機に、利用者の利便性の向上及びJESC改定業務の効率化を目的に、JEACを引用する形式から規定内容を単独で記載する形式へ変更した。</p>	<p style="text-align: center;">JESC E2008(35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設) 解説</p> <p><u>本解説での電気設備の技術基準の解釈(以下、「解釈」という)の条項は、規格制定時の解釈の条項番号を示す。</u></p> <p><u>JESC E2008(2014)は、前回確認から5年が経過したため、JESC運営要領に基づき、見直しを行い、現在でも技術的に問題ないものであることを確認した。</u></p> <p>1. 制定・改定経緯</p> <p><u><制定経緯></u> 特別高圧電線路の臨時施設については、<u>解釈第152条(現行：第133条)【臨時電線路の施設】</u>により災害復旧に用する場合に限りその施設が認められているが、工事用等の臨時電線路の施設は認められていない。 20kV級配電設備は6kV配電設備に代わる供給方式として施設が拡大され、市街地等への施設も増加しており、建築工事に伴う支障移設工事等も発生している。これに伴う停電交渉は容易に了承を得難い状況であることから、現在は<u>解釈第103条【特別高圧架空ケーブルの施設】(現行：第86条【特別高圧架空電線路の架空ケーブルによる施設】)</u>の規定により一般の設備と同じ条件で施設しており、工事費用のコストアップ要因となっている。これらの状況から、35kV以下の特別高圧電線路において、既に臨時施設が認められている高圧と同様な条件で、架空電線路の簡易施設及び地上電線路の施設を認める規格を制定した。</p> <p><u><改定経緯></u> <u>[平成14年4月5日改定]</u> JESC E2008(1999)は平成11年5月に制定されたが、その規格はJEAC7011-1994 22(33)kV配電規程〔1999年一部改訂〕を引用する形式をとっていた。しかし引用元であるJEACが平成13年に改定されたため、引用規格をJEAC 7011-2001 22(33)kV配電規程に変更する改定が必要となった。この改定を機に、利用者の利便性の向上及びJESC改定業務の効率化を目的に、JEACを引用する形式から規定内容を単独で記載する形式へ変更した。 <u>[平成26年8月7日改定]</u> <u>「35kV以下の特別高圧架空電線路の臨時施設」及び「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」について規定していたが、平成11年の解釈の改正により解釈本文に前者の規定が追加され施設が認められるようになったため、本規格における当該規定を削除した。</u></p>	<p>●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し (他規格と統一)</p>

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>2. 制定根拠</p> <p>35kV以下の特別高圧電線路について、既に臨時的な施設が認められている高圧電線路と同様な条件で施設することができるかについて検討した結果、次のことが確認された。</p> <p>(1) ケーブルの使用</p> <p>35kV以下の特別高圧電線路においても、既に施設方法が整備されている高圧電線路と同様にケーブルを使用することができ、高圧架空電線路及び高圧地上電線路の臨時施設と同等の保安レベルを確保することができる。</p> <p>(2) 作業上の保安レベル</p> <p>35kV以下の特別高圧電線路工事の保安体制は、既に施設実績が多い高圧電線路工事と同等の保安体制であることから、一般公衆が直接ケーブルに触れるおそれはない。</p> <p>3. 規格の説明</p> <p>20kV級配電設備が普及拡大され、市街地等へ施設されることも多くなったことから、道路工事及び建築工事による第三者支障移設工事等が発生し、その際に停電の確保が困難であることから無停電工事のためにバイパス送電が必要となっている。</p> <p>しかし従来から、特別高圧電線路の臨時施設は、35kV以下の特別高圧架空電線路及び災害復旧に用する地上電線路しか認められていなかったことから、バイパス送電は「特別高圧架空ケーブルの施設」の規定により施設しているため、工事費用のコストアップ要因となっている。一方、高圧電線路の場合は、臨時施設として「地上電線路の施設」が認められているため、特別高圧と比較してコストダウンが可能である。</p> <p>これらの状況から、現在その臨時施設が認められている高圧電線路の施設形態と特別高圧電線路の施設形態とを比較した結果、</p> <p>①ケーブルを使用することで感電のおそれはない</p> <p>②作業上の保安レベルは同等であることから一般公衆がケーブルに触れるおそれはないことから、35kV以下の特別高圧電線路の臨時施設において「災害復旧以外の地上電線路の施設」を認める規格を制定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>2. 制定根拠</p> <p>35kV以下の特別高圧電線路について、既に臨時的な施設が認められている高圧電線路と同様な条件で施設することができるかについて検討した結果、次のことが確認された。</p> <p>(1) ケーブルの使用</p> <p>35kV以下の特別高圧電線路においても、既に施設方法が整備されている高圧電線路と同様にケーブルを使用することができ、高圧架空電線路及び高圧地上電線路の臨時施設と同等の保安レベルを確保することができる。</p> <p>(2) 作業上の保安レベル</p> <p>35kV以下の特別高圧電線路工事の保安体制は、既に施設実績が多い高圧電線路工事と同等の保安体制であることから、一般公衆が直接ケーブルに触れるおそれはない。</p> <p>3. 規格の説明</p> <p>20kV級配電設備が普及拡大され、市街地等へ施設されることも多くなったことから、道路工事及び建築工事による第三者支障移設工事等が発生し、その際に停電の確保が困難であることから無停電工事のためにバイパス送電が必要となっている。</p> <p>しかし従来から、特別高圧電線路の臨時施設は、35kV以下の特別高圧架空電線路及び災害復旧に用する地上電線路しか認められていなかったことから、バイパス送電は「特別高圧架空ケーブルの施設」の規定により施設しているため、工事費用のコストアップ要因となっている。一方、高圧電線路の場合は、臨時施設として「地上電線路の施設」が認められているため、特別高圧と比較してコストダウンが可能である。</p> <p>これらの状況から、現在その臨時施設が認められている高圧電線路の施設形態と特別高圧電線路の施設形態とを比較した結果、</p> <p>①ケーブルを使用することで感電のおそれはない</p> <p>②作業上の保安レベルは同等であることから一般公衆がケーブルに触れるおそれはないことから、35kV以下の特別高圧電線路の臨時施設において「災害復旧以外の地上電線路の施設」を認める規格を制定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格について</p> <p><u>1. 技術基準の性能規定化</u> 電気事業法においては、電気設備や原子力設備など七つの分野の技術基準が定められており、公共の安全確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき基準として、電気工作物の保安を支えています。これら技術基準のうち、発電用水力設備、発電用火力設備、電気設備、発電用風力設備の四技術基準を定める省令は、性能規定化の観点から平成9年3月に改正されました。</p> <p><u>2. 審査基準と技術基準の解釈</u> この改正により、四技術基準は、保安上達成すべき目標、性能のみを規定する基準となり、具体的な資機材、施工方法等の規定は、同年5月に資源エネルギー庁が制定した「技術基準の解釈」（発電用水力設備、発電用火力設備及び電気設備の技術基準の解釈）に委ねられることとなりました。その後、平成16年3月に発電用風力設備の技術基準の解釈が示され、「技術基準の解釈」は、電気事業法に基づく保安確保上の行政処分を行う場合の判断基準の具体的内容を示す「審査基準」として、技術基準に定められた技術的要件を満たすべき技術的内容の一例を具体的に示すものと位置付けられています。</p> <p><u>3. 審査基準等への民間規格・基準の反映</u> この技術基準の改正では、公正、公平な民間の機関で制定・承認された規格であれば、電気事業法の「審査基準」や「技術基準の解釈」への引用が可能（原子力を除く。）となり、技術基準に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映することが可能となりました。 このようなことから、これら「審査基準」や「技術基準の解釈」に引用を求める民間規格・基準の制定・承認などの活動を行う委員会として、「日本電気技術規格委員会」が平成9年6月に設立されました。</p> <p><u>4. 日本電気技術規格委員会の活動</u> 日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公平性、中立性を有する委員会として、民間が自主的に運営しています。 経済産業省では、民間規格評価機関から提案された民間規格・基準を、技術基準の保安体系において積極的に活用する方針です。当委員会は、自身を民間規格評価機関として位置付け委員会活動を公開するとともに、承認する民間規格などについて広く一般国民に公知させて意見を受け付け、必要に応じてその意見を民間規格に反映するなど、民間規格評価機関として必要な活動を行っています。 具体的には、当委員会における専門部会や関係団体等が策定した民間規格・基準、技術基準等に関する提言などについて評価・審議し、承認しています。また、必要なものは、行政庁に対し技術基準等への反映を要請するなどの活動を行っています。 <u>主な業務としては、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法の技術基準などへの反映を希望する民間規格・基準を評価・審議し、承認 ・電気事業法等の目的達成のため、民間自らが作成、使用し、自主的な保安確保に資する民間規格・基準の承認 ・承認した民間規格・基準に委員会の規格番号を付与し、一般へ公開 ・行政庁に対し、承認した民間規格・基準の技術基準等への反映の要請 ・技術基準等のあり方について、民間の要望を行政庁へ提案 </p>	<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格 <u>(JESC)</u> について</p> <p><u>1. 日本電気技術規格委員会の活動</u> 日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関です。 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の技術基準等に民間の技術的知識や経験等を迅速に反映すること、自主的な保安確保に資する民間規格の活用を推進することなどの活動により、電気工作物の保安及び公衆の安全並びに電気関連事業の一層の効率化に資することを目的とし、平成9年6月に設立されました。 <u>主な活動として、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・民間規格等（JESC規格）の制定、改定に関する審議、承認 ・国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価及び民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価 ・国の基準の改正要請 <u>を実施しています。</u></p> <p><u>2. 本規格の使用について</u> 日本電気技術規格委員会が承認した民間規格等は、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、委員会規約に基づき学識経験者、消費者団体、関連団体等で幅広く選出された委員で構成し、外部の意見を聞く手続きを経た上で、審議・承認されています。 日本電気技術規格委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に及ぶ責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。 本規格は、関連する技術基準の解釈に引用され同解釈の規定における選択肢を増やす目的で制定されたもので、同解釈と一体となって必要な技術的要件を明示した規格となっております。 本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。</p>	<p>●JESC 体制見直しに伴う変更</p>

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><u>・規格に関する国際協力などの業務を通じて、電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化に資することなどがあります。</u></p> <p><u>5. 本規格の使用について</u> <u>日本電気技術規格委員会が承認した民間規格・基準は、審議の公平性、中立性の確保を基本方針とした委員会規約に基づいて、所属業種のバランスに配慮して選出された委員により審議、承認され、また、承認前の規格・基準等について広く外部の意見を聞く手続きを経て承認しています。</u> <u>当委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。</u> <u>本規格が、「電気設備の技術基準の解釈について」に引用された場合には、同解釈の一部として運用され、技術基準に適合する解釈として選択肢を増やす規格になっています。</u> <u>本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。</u></p>		

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由																																																																																																																																																																		
<p style="text-align: center;">規格制定に参加した委員の氏名</p> <p style="text-align: right;">(順不同, 敬称略)</p> <p><平成11年5月26日制定時></p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成11年5月26日現在)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員 長</td> <td>関根 泰次</td> <td>東京理科大学</td> </tr> <tr> <td>委員長代理</td> <td>正田 英介</td> <td>東京理科大学</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>秋山 守</td> <td>(財)エネルギー総合工学研究所</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>朝田 泰英</td> <td>東京大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>高橋 一弘</td> <td>(財)電力中央研究所</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>野本 敏治</td> <td>東京大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堀川 浩甫</td> <td>大阪大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>渡辺 啓行</td> <td>埼玉大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>横倉 尚</td> <td>武蔵大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>飛田恵理子</td> <td>東京都地域婦人団体連盟</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>荒井 聡明</td> <td>(社)電気設備学会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>内田 健</td> <td>電気事業連合会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>杉原 誠</td> <td>電気保安協会全国連絡会議</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>白石 典久</td> <td>(社)日本鉄鋼連盟</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>志賀 正明</td> <td>中部電力㈱</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>高岸 宗吾</td> <td>(社)日本電設工業協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>武田 俊人</td> <td>(社)水門鉄管協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>種市 健</td> <td>東京電力㈱</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>永井 信夫</td> <td>(社)日本電機工業会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>中西 恒雄</td> <td>(社)火力原子力発電技術協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>小田 英輔</td> <td>(社)日本電線工業会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>坂東 茂</td> <td>(財)発電設備技術検査協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>藤重 邦夫</td> <td>(社)電力土木技術協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>越川 文雄</td> <td>(財)原子力発電技術機構</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>前田 肇</td> <td>関西電力㈱</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>中丸 修</td> <td>(社)電気学会</td> </tr> <tr> <td>幹 事</td> <td>吉田 藤夫</td> <td>(社)日本電気協会</td> </tr> </table>	委員 長	関根 泰次	東京理科大学	委員長代理	正田 英介	東京理科大学	委 員	秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所	〃	朝田 泰英	東京大学	〃	高橋 一弘	(財)電力中央研究所	〃	野本 敏治	東京大学	〃	堀川 浩甫	大阪大学	〃	渡辺 啓行	埼玉大学	〃	横倉 尚	武蔵大学	〃	飛田恵理子	東京都地域婦人団体連盟	〃	荒井 聡明	(社)電気設備学会	〃	内田 健	電気事業連合会	〃	杉原 誠	電気保安協会全国連絡会議	〃	白石 典久	(社)日本鉄鋼連盟	〃	志賀 正明	中部電力㈱	〃	高岸 宗吾	(社)日本電設工業協会	〃	武田 俊人	(社)水門鉄管協会	〃	種市 健	東京電力㈱	〃	永井 信夫	(社)日本電機工業会	〃	中西 恒雄	(社)火力原子力発電技術協会	〃	小田 英輔	(社)日本電線工業会	〃	坂東 茂	(財)発電設備技術検査協会	〃	藤重 邦夫	(社)電力土木技術協会	〃	越川 文雄	(財)原子力発電技術機構	〃	前田 肇	関西電力㈱	〃	中丸 修	(社)電気学会	幹 事	吉田 藤夫	(社)日本電気協会	<p style="text-align: center;">規格制定に参加した委員の氏名</p> <p style="text-align: right;">(順不同, 敬称略)</p> <p><平成11年5月26日制定時></p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成11年5月26日現在)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員 長</td> <td>関根 泰次</td> <td>東京理科大学</td> </tr> <tr> <td>委員長代理</td> <td>正田 英介</td> <td>東京理科大学</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>秋山 守</td> <td>(財)エネルギー総合工学研究所</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>朝田 泰英</td> <td>東京大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>高橋 一弘</td> <td>(財)電力中央研究所</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>野本 敏治</td> <td>東京大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堀川 浩甫</td> <td>大阪大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>渡辺 啓行</td> <td>埼玉大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>横倉 尚</td> <td>武蔵大学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>飛田恵理子</td> <td>東京都地域婦人団体連盟</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>荒井 聡明</td> <td>(社)電気設備学会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>内田 健</td> <td>電気事業連合会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>杉原 誠</td> <td>電気保安協会全国連絡会議</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>白石 典久</td> <td>(社)日本鉄鋼連盟</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>志賀 正明</td> <td>中部電力㈱</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>高岸 宗吾</td> <td>(社)日本電設工業協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>武田 俊人</td> <td>(社)水門鉄管協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>種市 健</td> <td>東京電力㈱</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>永井 信夫</td> <td>(社)日本電機工業会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>中西 恒雄</td> <td>(社)火力原子力発電技術協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>小田 英輔</td> <td>(社)日本電線工業会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>坂東 茂</td> <td>(財)発電設備技術検査協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>藤重 邦夫</td> <td>(社)電力土木技術協会</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>越川 文雄</td> <td>(財)原子力発電技術機構</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>前田 肇</td> <td>関西電力㈱</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>中丸 修</td> <td>(社)電気学会</td> </tr> <tr> <td>幹 事</td> <td>吉田 藤夫</td> <td>(社)日本電気協会</td> </tr> </table>	委員 長	関根 泰次	東京理科大学	委員長代理	正田 英介	東京理科大学	委 員	秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所	〃	朝田 泰英	東京大学	〃	高橋 一弘	(財)電力中央研究所	〃	野本 敏治	東京大学	〃	堀川 浩甫	大阪大学	〃	渡辺 啓行	埼玉大学	〃	横倉 尚	武蔵大学	〃	飛田恵理子	東京都地域婦人団体連盟	〃	荒井 聡明	(社)電気設備学会	〃	内田 健	電気事業連合会	〃	杉原 誠	電気保安協会全国連絡会議	〃	白石 典久	(社)日本鉄鋼連盟	〃	志賀 正明	中部電力㈱	〃	高岸 宗吾	(社)日本電設工業協会	〃	武田 俊人	(社)水門鉄管協会	〃	種市 健	東京電力㈱	〃	永井 信夫	(社)日本電機工業会	〃	中西 恒雄	(社)火力原子力発電技術協会	〃	小田 英輔	(社)日本電線工業会	〃	坂東 茂	(財)発電設備技術検査協会	〃	藤重 邦夫	(社)電力土木技術協会	〃	越川 文雄	(財)原子力発電技術機構	〃	前田 肇	関西電力㈱	〃	中丸 修	(社)電気学会	幹 事	吉田 藤夫	(社)日本電気協会	
委員 長	関根 泰次	東京理科大学																																																																																																																																																																		
委員長代理	正田 英介	東京理科大学																																																																																																																																																																		
委 員	秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所																																																																																																																																																																		
〃	朝田 泰英	東京大学																																																																																																																																																																		
〃	高橋 一弘	(財)電力中央研究所																																																																																																																																																																		
〃	野本 敏治	東京大学																																																																																																																																																																		
〃	堀川 浩甫	大阪大学																																																																																																																																																																		
〃	渡辺 啓行	埼玉大学																																																																																																																																																																		
〃	横倉 尚	武蔵大学																																																																																																																																																																		
〃	飛田恵理子	東京都地域婦人団体連盟																																																																																																																																																																		
〃	荒井 聡明	(社)電気設備学会																																																																																																																																																																		
〃	内田 健	電気事業連合会																																																																																																																																																																		
〃	杉原 誠	電気保安協会全国連絡会議																																																																																																																																																																		
〃	白石 典久	(社)日本鉄鋼連盟																																																																																																																																																																		
〃	志賀 正明	中部電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	高岸 宗吾	(社)日本電設工業協会																																																																																																																																																																		
〃	武田 俊人	(社)水門鉄管協会																																																																																																																																																																		
〃	種市 健	東京電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	永井 信夫	(社)日本電機工業会																																																																																																																																																																		
〃	中西 恒雄	(社)火力原子力発電技術協会																																																																																																																																																																		
〃	小田 英輔	(社)日本電線工業会																																																																																																																																																																		
〃	坂東 茂	(財)発電設備技術検査協会																																																																																																																																																																		
〃	藤重 邦夫	(社)電力土木技術協会																																																																																																																																																																		
〃	越川 文雄	(財)原子力発電技術機構																																																																																																																																																																		
〃	前田 肇	関西電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	中丸 修	(社)電気学会																																																																																																																																																																		
幹 事	吉田 藤夫	(社)日本電気協会																																																																																																																																																																		
委員 長	関根 泰次	東京理科大学																																																																																																																																																																		
委員長代理	正田 英介	東京理科大学																																																																																																																																																																		
委 員	秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所																																																																																																																																																																		
〃	朝田 泰英	東京大学																																																																																																																																																																		
〃	高橋 一弘	(財)電力中央研究所																																																																																																																																																																		
〃	野本 敏治	東京大学																																																																																																																																																																		
〃	堀川 浩甫	大阪大学																																																																																																																																																																		
〃	渡辺 啓行	埼玉大学																																																																																																																																																																		
〃	横倉 尚	武蔵大学																																																																																																																																																																		
〃	飛田恵理子	東京都地域婦人団体連盟																																																																																																																																																																		
〃	荒井 聡明	(社)電気設備学会																																																																																																																																																																		
〃	内田 健	電気事業連合会																																																																																																																																																																		
〃	杉原 誠	電気保安協会全国連絡会議																																																																																																																																																																		
〃	白石 典久	(社)日本鉄鋼連盟																																																																																																																																																																		
〃	志賀 正明	中部電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	高岸 宗吾	(社)日本電設工業協会																																																																																																																																																																		
〃	武田 俊人	(社)水門鉄管協会																																																																																																																																																																		
〃	種市 健	東京電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	永井 信夫	(社)日本電機工業会																																																																																																																																																																		
〃	中西 恒雄	(社)火力原子力発電技術協会																																																																																																																																																																		
〃	小田 英輔	(社)日本電線工業会																																																																																																																																																																		
〃	坂東 茂	(財)発電設備技術検査協会																																																																																																																																																																		
〃	藤重 邦夫	(社)電力土木技術協会																																																																																																																																																																		
〃	越川 文雄	(財)原子力発電技術機構																																																																																																																																																																		
〃	前田 肇	関西電力㈱																																																																																																																																																																		
〃	中丸 修	(社)電気学会																																																																																																																																																																		
幹 事	吉田 藤夫	(社)日本電気協会																																																																																																																																																																		

JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成11年4月8日現在)</p> <p>部会長 堀越 正勝 中部電力(株) 委 員 川瀬 太郎 千葉大学 " 石井 朝雄 北海道電力(株) " 佐尾 玄 東北電力(株) " 伊藤 良平 東京電力(株) " 田中 孝明 中部電力(株) " 本林 敏功 北陸電力(株) " 畑中 利勝 関西電力(株) " 熊野 義夫 中国電力(株) " 玉井佐千夫 四国電力(株) " 川上 俊彦 九州電力(株) " 花城 花栄 沖縄電力(株) " 佐藤 謙一 日本電信電話(株) " 小田 英輔 (社)日本電線工業会 " 村上 陽一 (社)日本電機工業会 " 辻 康次郎 (社)日本電力ケーブル接続技術協会 " 細野 征男 (株)関電工 " 市川 建美 (財)電力中央研究所</p>	<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成11年4月8日現在)</p> <p>部会長 堀越 正勝 中部電力(株) 委 員 川瀬 太郎 千葉大学 " 石井 朝雄 北海道電力(株) " 佐尾 玄 東北電力(株) " 伊藤 良平 東京電力(株) " 田中 孝明 中部電力(株) " 本林 敏功 北陸電力(株) " 畑中 利勝 関西電力(株) " 熊野 義夫 中国電力(株) " 玉井佐千夫 四国電力(株) " 川上 俊彦 九州電力(株) " 花城 花栄 沖縄電力(株) " 佐藤 謙一 日本電信電話(株) " 小田 英輔 (社)日本電線工業会 " 村上 陽一 (社)日本電機工業会 " 辻 康次郎 (社)日本電力ケーブル接続技術協会 " 細野 征男 (株)関電工 " 市川 建美 (財)電力中央研究所</p>	
<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成11年3月25日現在)</p> <p>主 査 田中 孝明 中部電力(株) 委 員 石井 朝雄 北海道電力(株) " 小野 保彦 東北電力(株) " 丹 和久 東京電力(株) " 前田 敏雄 中部電力(株) " 兼井 孝英 北陸電力(株) " 湯川 英彦 関西電力(株) " 山相 弘安 中国電力(株) " 多賀 裕司 四国電力(株) " 前田 敬治 九州電力(株) " 濱元 朝也 沖縄電力(株) " 亀田 実 住友電気工業(株) " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 小池 洋二 (株)フジクラ " 千葉 貢 日本電信電話(株) " 海原 紀幸 (株)関電工</p>	<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成11年3月25日現在)</p> <p>主 査 田中 孝明 中部電力(株) 委 員 石井 朝雄 北海道電力(株) " 小野 保彦 東北電力(株) " 丹 和久 東京電力(株) " 前田 敏雄 中部電力(株) " 兼井 孝英 北陸電力(株) " 湯川 英彦 関西電力(株) " 山相 弘安 中国電力(株) " 多賀 裕司 四国電力(株) " 前田 敬治 九州電力(株) " 濱元 朝也 沖縄電力(株) " 亀田 実 住友電気工業(株) " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 小池 洋二 (株)フジクラ " 千葉 貢 日本電信電話(株) " 海原 紀幸 (株)関電工</p>	

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>委 員 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 旧委員 木村 剛 中国電力株</p> <p>配電研究部会合同WG (平成11年3月25日現在)</p> <p>幹 事 黒岩 伸二 中部電力株 委 員 小林 誠治 北海道電力株 " 唯野 幸雄 東北電力株 " 脇所 厚 東京電力株 " 近藤 正樹 東京電力株 " 石田 晴彦 中部電力株 " 佐藤 実 北陸電力株 " 大橋 俊和 関西電力株 " 神野 勝志 関西電力株 " 森脇 義幸 中国電力株 " 綿田 選 四国電力株 " 下別府和憲 九州電力株 " 屋良 祐樹 沖縄電力株 " 杉本 仁志 (財)電力中央研究所 " 神津 俊一 株関電工 " 前田 義弘 古河電気工業株 " 龍野 俊康 日本電信電話株 " 亀田 実 住友電気工業株 " 町田 浩一 株フジクラ " 関谷 幸男 電気事業連合会 旧委員 和氣 清純 中国電力株 " 明神 慎一 四国電力株</p> <p>事務局 ((社)日本電気協会技術部) 事務局 浅井 功 (総括) " 南 昌利 (配電専門部会担当)</p>	<p>委 員 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 旧委員 木村 剛 中国電力株</p> <p>配電研究部会合同WG (平成11年3月25日現在)</p> <p>幹 事 黒岩 伸二 中部電力株 委 員 小林 誠治 北海道電力株 " 唯野 幸雄 東北電力株 " 脇所 厚 東京電力株 " 近藤 正樹 東京電力株 " 石田 晴彦 中部電力株 " 佐藤 実 北陸電力株 " 大橋 俊和 関西電力株 " 神野 勝志 関西電力株 " 森脇 義幸 中国電力株 " 綿田 選 四国電力株 " 下別府和憲 九州電力株 " 屋良 祐樹 沖縄電力株 " 杉本 仁志 (財)電力中央研究所 " 神津 俊一 株関電工 " 前田 義弘 古河電気工業株 " 龍野 俊康 日本電信電話株 " 亀田 実 住友電気工業株 " 町田 浩一 株フジクラ " 関谷 幸男 電気事業連合会 旧委員 和氣 清純 中国電力株 " 明神 慎一 四国電力株</p> <p>事務局 ((社)日本電気協会技術部) 事務局 浅井 功 (総括) " 南 昌利 (配電専門部会担当)</p>	

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><平成14年4月5日改定時></p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成14年4月5日現在)</p> <p>委員 長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学名誉教授 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 海部 孝治 電気事業連合会 " 竹野 正二 電気保安協会全国連絡会議 " 越後 格之 (社)日本鉄鋼連盟 " 野嶋 孝 中部電力(株) " 榎本 龍幸 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 尾崎 之孝 東京電力(株) " 千澤 忠彦 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 三角 逸郎 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 森 信昭 (財)原子力発電技術機構 " 佐藤 和夫 関西電力(株) " 村岡 泰夫 (社)電気学会 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	<p><平成14年4月5日改定時></p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会 (平成14年4月5日現在)</p> <p>委員 長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学名誉教授 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 海部 孝治 電気事業連合会 " 竹野 正二 電気保安協会全国連絡会議 " 越後 格之 (社)日本鉄鋼連盟 " 野嶋 孝 中部電力(株) " 榎本 龍幸 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 尾崎 之孝 東京電力(株) " 千澤 忠彦 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 三角 逸郎 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 森 信昭 (財)原子力発電技術機構 " 佐藤 和夫 関西電力(株) " 村岡 泰夫 (社)電気学会 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成14年1月15日現在)</p> <p>部会長 菅原 弘道 中部電力㈱ 委 員 高橋 健彦 関東学院大学 // 城川 義明 北海道電力㈱ // 矢萩 保雄 東北電力㈱ // 小田切司朗 東京電力㈱ // 石田 篤志 中部電力㈱ // 本林 敏功 北陸電力㈱ // 首藤 和夫 関西電力㈱ // 網島 宣武 中国電力㈱ // 池田 章 四国電力㈱ // 結城 基夫 九州電力㈱ // 鳩間 國弘 沖縄電力㈱ // 神野 光生 大阪メディアポート㈱ // 村上 陽一 (社) 日本電機工業会 // 高山 芳郎 (社) 日本電線工業会 // 辻 康次郎 (社) 日本電力ケーブル接続技術協会 // 海原 紀幸 ㈱関電工 // 市川 建美 (財) 電力中央研究所</p>	<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成14年1月15日現在)</p> <p>部会長 菅原 弘道 中部電力㈱ 委 員 高橋 健彦 関東学院大学 // 城川 義明 北海道電力㈱ // 矢萩 保雄 東北電力㈱ // 小田切司朗 東京電力㈱ // 石田 篤志 中部電力㈱ // 本林 敏功 北陸電力㈱ // 首藤 和夫 関西電力㈱ // 網島 宣武 中国電力㈱ // 池田 章 四国電力㈱ // 結城 基夫 九州電力㈱ // 鳩間 國弘 沖縄電力㈱ // 神野 光生 大阪メディアポート㈱ // 村上 陽一 (社) 日本電機工業会 // 高山 芳郎 (社) 日本電線工業会 // 辻 康次郎 (社) 日本電力ケーブル接続技術協会 // 海原 紀幸 ㈱関電工 // 市川 建美 (財) 電力中央研究所</p>	
<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成13年12月12日現在)</p> <p>主 査 石田 篤志 中部電力㈱ 委 員 西倉 秀寿 北海道電力㈱ // 佐藤 文彦 東北電力㈱ // 丹羽 宣之 東京電力㈱ // 大平 治義 中部電力㈱ // 飯田 真 北陸電力㈱ // 首藤 和夫 関西電力㈱ // 川本 晃 中国電力㈱ // 小嶋 唯司 四国電力㈱ // 宮崎 昭 九州電力㈱ // 高山 朝勝 沖縄電力㈱ // 田沢佐智夫 ㈱ジェイ・パワーシステムズ // 岩崎 邦男 古河電気工業㈱ // 小池 洋二 ㈱フジクラ // 上山正仁郎 大阪メディアポート㈱</p>	<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成13年12月12日現在)</p> <p>主 査 石田 篤志 中部電力㈱ 委 員 西倉 秀寿 北海道電力㈱ // 佐藤 文彦 東北電力㈱ // 丹羽 宣之 東京電力㈱ // 大平 治義 中部電力㈱ // 飯田 真 北陸電力㈱ // 首藤 和夫 関西電力㈱ // 川本 晃 中国電力㈱ // 小嶋 唯司 四国電力㈱ // 宮崎 昭 九州電力㈱ // 高山 朝勝 沖縄電力㈱ // 田沢佐智夫 ㈱ジェイ・パワーシステムズ // 岩崎 邦男 古河電気工業㈱ // 小池 洋二 ㈱フジクラ // 上山正仁郎 大阪メディアポート㈱</p>	

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>委 員 永井 博民 (株)関電工 " 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 参 加 澤柳 友之 中部電力(株) " 松本 雄治 中部電力(株)</p> <p>事務局 ((社)日本電気協会技術部) 事務局 浅井 功 (総括) " 清沢 和紀 (配電専門部会担当)</p>	<p>委 員 永井 博民 (株)関電工 " 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 参 加 澤柳 友之 中部電力(株) " 松本 雄治 中部電力(株)</p> <p>事務局 ((社)日本電気協会技術部) 事務局 浅井 功 (総括) " 清沢 和紀 (配電専門部会担当)</p>	

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><平成26年8月7日改定時> 日本電気技術規格委員会 (平成26年8月7日現在)</p> <p>委 員 長 日高 邦彦 東京大学 大学院 委員長代理 横山 明彦 東京大学 大学院 委 員 野本 敏治 東京大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 國生 剛治 中央大学 " 金子 祥三 東京大学 " 吉川 榮和 京都大学 " 望月 正人 大阪大学 大学院 " 栗原 郁夫 (一財)電力中央研究所 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 今井 澄江 神奈川県消費者の会連絡会 " 高橋 健彦 (一社)電気設備学会 " 手島 康博 電気事業連合会 " 佐藤 均 電気保安協会全国連絡会 " 松浦 昌則 中部電力(株) " 西村 松次 (一社)日本電設工業協会 " 山口 博 東京電力(株) " 岩本 佐利 (一社)日本電機工業会 " 船橋 信之 (一社)火力原子力発電技術協会 " 高坂 秀世 (一社)日本電線工業会 " 押部 敏弘 (一社) 発電設備技術検査協会 " 高島 賢二 (一社)電力土木技術協会 " 土井 義宏 関西電力(株) " 酒井 祐之 (一社)電気学会 顧 問 関根 泰次 東京大学 幹 事 吉岡 賢治 (一社)日本電気協会</p>	<p><平成26年8月7日改定時> 日本電気技術規格委員会 (平成26年8月7日現在)</p> <p>委 員 長 日高 邦彦 東京大学 大学院 委員長代理 横山 明彦 東京大学 大学院 委 員 野本 敏治 東京大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 國生 剛治 中央大学 " 金子 祥三 東京大学 " 吉川 榮和 京都大学 " 望月 正人 大阪大学 大学院 " 栗原 郁夫 (一財)電力中央研究所 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 今井 澄江 神奈川県消費者の会連絡会 " 高橋 健彦 (一社)電気設備学会 " 手島 康博 電気事業連合会 " 佐藤 均 電気保安協会全国連絡会 " 松浦 昌則 中部電力(株) " 西村 松次 (一社)日本電設工業協会 " 山口 博 東京電力(株) " 岩本 佐利 (一社)日本電機工業会 " 船橋 信之 (一社)火力原子力発電技術協会 " 高坂 秀世 (一社)日本電線工業会 " 押部 敏弘 (一社) 発電設備技術検査協会 " 高島 賢二 (一社)電力土木技術協会 " 土井 義宏 関西電力(株) " 酒井 祐之 (一社)電気学会 顧 問 関根 泰次 東京大学 幹 事 吉岡 賢治 (一社)日本電気協会</p>	

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行				改 定 案				改定理由
配電専門部会 (平成26年6月30日現在)				配電専門部会 (平成26年6月30日現在)				
部 会 長	藤田 祐三	中部電力(株)		部 会 長	藤田 祐三	中部電力(株)		
委 員	高橋 健彦	関東学院大学		委 員	高橋 健彦	関東学院大学		
"	若尾 真治	早稲田大学		"	若尾 真治	早稲田大学		
"	青木 睦	名古屋工業大学		"	青木 睦	名古屋工業大学		
"	原田 憲朗	北海道電力(株)		"	原田 憲朗	北海道電力(株)		
"	中村 光一	東北電力(株)		"	中村 光一	東北電力(株)		
"	沖村 文靖	東京電力(株)		"	沖村 文靖	東京電力(株)		
"	垣原 正樹	中部電力(株)		"	垣原 正樹	中部電力(株)		
"	沼田 浩二	北陸電力(株)		"	沼田 浩二	北陸電力(株)		
"	萬田 恭久	関西電力(株)		"	萬田 恭久	関西電力(株)		
"	藤原 和彦	中国電力(株)		"	藤原 和彦	中国電力(株)		
"	稲川 浩	四国電力(株)		"	稲川 浩	四国電力(株)		
"	永野 浩文	九州電力(株)		"	永野 浩文	九州電力(株)		
"	川満 秀昭	沖縄電力(株)		"	川満 秀昭	沖縄電力(株)		
"	岩本 佐利	(一社)日本電機工業会		"	岩本 佐利	(一社)日本電機工業会		
"	原田 真昭	(一社)日本電線工業会		"	原田 真昭	(一社)日本電線工業会		
"	近藤 雅昭	(一社)日本電力ケーブル接続技術協会		"	近藤 雅昭	(一社)日本電力ケーブル接続技術協会		
"	中田 博	KDDI(株)		"	中田 博	KDDI(株)		
"	藤井 満	(株)関電工		"	藤井 満	(株)関電工		
"	小林 広武	(一財)電力中央研究所		"	小林 広武	(一財)電力中央研究所		
配電研究部会 (平成26年6月30日現在)				配電研究部会 (平成26年6月30日現在)				
主 査	垣原 正樹	中部電力(株)		主 査	垣原 正樹	中部電力(株)		
委 員	石崎 薫	北海道電力(株)		委 員	石崎 薫	北海道電力(株)		
"	三國 俊晴	東北電力(株)		"	三國 俊晴	東北電力(株)		
"	塙 裕彦	東京電力(株)		"	塙 裕彦	東京電力(株)		
"	松村 一也	中部電力(株)		"	松村 一也	中部電力(株)		
"	矢後 健一	北陸電力(株)		"	矢後 健一	北陸電力(株)		
"	萬田 恭久	関西電力(株)		"	萬田 恭久	関西電力(株)		

JESC E2008 (2014) 「35 k V以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」新旧対照表

現 行				改 定 案				改定理由	
//		藤原 和彦	中国電力(株)	<u>委 員</u>		藤原 和彦	中国電力(株)	●記載様式見直し (様式の統一)	
//		稲川 浩	四国電力(株)	//		稲川 浩	四国電力(株)		
//		下別府 和憲	九州電力(株)	//		下別府 和憲	九州電力(株)		
//		川満 秀昭	沖縄電力(株)	//		川満 秀昭	沖縄電力(株)		
//		淡路 貴洋	(株)ジェイ・パワーシステムズ	//		淡路 貴洋	(株)ジェイ・パワーシステムズ		
//		木島 孝	(株)ビスキャス	//		木島 孝	(株)ビスキャス		
//		町田 浩一	(株)フジクラ	//		町田 浩一	(株)フジクラ		
//		中田 博	KDDI(株)	//		中田 博	KDDI(株)		
//		角田 哲郎	(株)関電工	//		角田 哲郎	(株)関電工		
//		雪平 謙二	(一財)電力中央研究所	//		雪平 謙二	(一財)電力中央研究所		
配電研究部会合同WG (平成26年6月30日現在)				配電研究部会合同WG (平成26年6月30日現在)					
幹 事	林 正幸	中部電力(株)		幹 事	林 正幸	中部電力(株)			
委 員	竹田 安輝	北海道電力(株)		委 員	竹田 安輝	北海道電力(株)			
//	菅原 徳元	東北電力(株)		//	菅原 徳元	東北電力(株)			
//	澤田 大輝	東京電力(株)		//	澤田 大輝	東京電力(株)			
//	杉野 政二	東京電力(株)		//	杉野 政二	東京電力(株)			
//	池田 充	中部電力(株)		//	池田 充	中部電力(株)			
//	平木 勲	北陸電力(株)		//	平木 勲	北陸電力(株)			
//	桑下 敬康	関西電力(株)		//	桑下 敬康	関西電力(株)			
//	佐藤 孔治	関西電力(株)		//	佐藤 孔治	関西電力(株)			
//	橋川 仁志	中国電力(株)		//	橋川 仁志	中国電力(株)			
//	石山 隆秀	四国電力(株)		//	石山 隆秀	四国電力(株)			
//	平川 晴規	九州電力(株)		//	平川 晴規	九州電力(株)			
//	安形 陽一郎	沖縄電力(株)		//	安形 陽一郎	沖縄電力(株)			
//	森脇 武之	(株)ジェイ・パワーシステムズ		//	森脇 武之	(株)ジェイ・パワーシステムズ			
//	泊 政明	(株)ビスキャス		//	泊 政明	(株)ビスキャス			
//	川島 毅	(株)フジクラ		//	川島 毅	(株)フジクラ			
//	野崎 満	(株)関電工		//	野崎 満	(株)関電工			
//	吉田 友一	(一財)電力中央研究所		//	吉田 友一	(一財)電力中央研究所			
//	広瀬 壮一	電気事業連合会		//	広瀬 壮一	電気事業連合会			
事務局 ((一社)日本電気協会技術部) (平成26年6月30日現在)				事務局 ((一社)日本電気協会技術部) (平成26年6月30日現在)					
事 務 局	荒川 嘉孝 (総括)			事 務 局	荒川 嘉孝 (総括)				
//	田中 健矢 (配電専門部会担当)			//	田中 健矢 (配電専門部会担当)				

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">J E S C</p> <p style="text-align: center;">35 k V以下の特別高圧電線路の人が 常時通行するトンネル内の施設</p> <p style="text-align: center;">J E S C E 2 0 1 1 (2 0 <u>1</u> 4)</p> <p style="text-align: center;">平成26年8月7日 改定 (令和元年6月13日 確認)</p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会</p>	<p style="text-align: center;">J E S C</p> <p style="text-align: center;">35 k V以下の特別高圧電線路の人が 常時通行するトンネル内の施設</p> <p style="text-align: center;">J E S C E 2 0 1 1 (2 0 <u>2</u> 4)</p> <p style="text-align: center;">平成26年8月7日 改定 (令和●年●月●日 改定)</p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会</p>	<p style="text-align: center;">●改定年の反映</p> <p style="text-align: center;">●改定日の記載</p>

JESC E2011(2014)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>制定・改定の経緯 平成14年4月 5日制定 平成26年8月 7日改定 令和 元年6月13日確認</p>	<p>制定・改定の経緯 平成14年4月 5日制定 平成26年8月 7日改定 令和 元年6月13日確認 令和 ●年●月●日改定</p>	<p>●改定日の記載</p>

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
目 次	目 次	
「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」(JESC E2011) -- 1	「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」(JESC E2011) -- 1	
解 説	解 説	
1. 制定経緯 ----- 2	1. 制定・改定経緯 ----- 2	●記載様式見直し (他規格と統一) ●記載様式見直し (他規格と統一)
2. 制定根拠 ----- 2	2. 制定根拠 ----- 2	
3. 規格の説明 ----- 3	3. 規格の説明 ----- 3	
4. 関連資料 ----- 4	4. 関連資料 ----- 4	
別紙1 22(33)kVケーブル技術の変遷 ----- 5	別紙1 22(33)kVケーブル技術の変遷 ----- 5	
別紙2 22(33)kVケーブルおよび6kVケーブルの事故率の推移 ----- 6	別紙2 22(33)kVケーブルおよび6kVケーブルの事故率の推移 ----- 6	
別紙3 近年の22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災事故発生状況 -- 7	別紙3 近年の22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災事故発生状況 -- 7	
日本電気技術規格委員会規格について ----- 8	日本電気技術規格委員会規格 (JESC) について ----- 8	
規格制定に参加した委員の氏名 ----- 10	規格制定に参加した委員の氏名 ----- 10	

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格</p> <p style="text-align: center;">35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設 J E S C E 2 0 1 1 (2 0 <u>1</u> 4)</p> <p>1. 適用範囲 この規格は、35kV以下の特別高圧電線路を人が常時通行するトンネル内電線路として施設する場合について規定する。</p> <p>2. 技術的規定 使用電圧が35kV以下の特別高圧電線路を人が常時通行するトンネル内に施設する場合は、次の各号により施設すること。 一 電線は、ケーブルであること。 二 ケーブルには、接触防護措置を施すこと。 三 ケーブルをトンネルの壁面に沿って取り付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m（垂直に取り付ける場合は、6m）以下とし、かつ、その被覆を損傷しないように取り付けること。 四 ケーブルをちょう架用線にちょう架する場合は、トンネルの壁面に接触しないように施設するとともに、次により施設すること。 イ 次のいずれかの方法により施設すること。 （イ）ケーブルをハンガーにより50cm以下の間隔でちょう架用線に支持する方法 （ロ）ケーブルをちょう架用線に接触させ、その上に容易に腐食し難い金属テープ等を20cm以下の間隔を保ってらせん状に巻き付ける方法 （ハ）ちょう架用線をケーブルの外装に堅ろうに取り付けて施設する方法 ロ ちょう架用線は、引張強さ13.93kN以上のより線又は断面積22mm²以上の亜鉛めっき鋼より線であること。 ハ ちょう架用線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設すること。 ニ ちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体には、D種接地工事を施すこと。 五 管その他のケーブルを収める防護装置の金属製部分、金属製の電線接続箱及びケーブルの被覆に使用する金属体には、これらのものの防食措置を施した部分及び大地との間の電気抵抗値が10Ω以下である部分を除き、A種接地工事（<u>人が触れるおそれがないように施設する場合は、D種接地工事</u>）を施すこと。</p>	<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格</p> <p style="text-align: center;">35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設 J E S C E 2 0 1 1 (2 0 <u>2</u> 4)</p> <p>1. 適用範囲 この規格は、35kV以下の特別高圧電線路を人が常時通行するトンネル内電線路として施設する場合について規定する。</p> <p>2. 技術的規定 使用電圧が35kV以下の特別高圧電線路を人が常時通行するトンネル内に施設する場合は、次の各号により施設すること。 一 電線は、ケーブルであること。 二 ケーブルには、接触防護措置を施すこと。 三 ケーブルをトンネルの壁面に沿って取り付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m（垂直に取り付ける場合は、6m）以下とし、かつ、その被覆を損傷しないように取り付けること。 四 ケーブルをちょう架用線にちょう架する場合は、トンネルの壁面に接触しないように施設するとともに、次により施設すること。 イ 次のいずれかの方法により施設すること。 （イ）ケーブルをハンガーにより50cm以下の間隔でちょう架用線に支持する方法 （ロ）ケーブルをちょう架用線に接触させ、その上に容易に腐食し難い金属テープ等を20cm以下の間隔を保ってらせん状に巻き付ける方法 （ハ）ちょう架用線をケーブルの外装に堅ろうに取り付けて施設する方法 ロ ちょう架用線は、引張強さ13.93kN以上のより線又は断面積22mm²以上の亜鉛めっき鋼より線であること。 ハ ちょう架用線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設すること。 ニ ちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体には、D種接地工事を施すこと。 五 管その他のケーブルを収める防護装置の金属製部分、金属製の電線接続箱及びケーブルの被覆に使用する金属体には、これらのものの防食措置を施した部分及び大地との間の電気抵抗値が10Ω以下である部分を除き、A種接地工事（<u>接触防護措置を施す場合は、D種接地工事</u>）を施すこと。</p>	<p>●改定年の反映</p> <p>●解釈に合わせて文言変（第111条第2項第七号）</p>

JESC E2011(2014)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>JESC E2011(35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設) 解説</p> <p><u>本解説における「電気設備の技術基準の解釈」(以下、「解釈」という)の条項は、説明の都合上、平成23年7月の解釈改正前と改正後の条項番号が混在するため、改正前の条項を示す場合は「旧〇条」と記載する。</u></p> <p>1. 改定経緯及び改定理由</p> <p><u>本規格は、解釈旧第92条【高圧屋側電線路の施設】の規定を引用して制定している(詳細は後述参照)。平成23年7月に解釈が改正されたため、解釈の表記と整合をはかるよう見直した。</u></p> <p><u><JESC E2011(2002)制定経緯(参考)></u></p> <p>「鉄道、軌道又は自動車の専用トンネル内」への特別高圧電線路の施設については、解釈第141条(現行：第126条)【トンネル内電線路の施設】第1項第三号により、ケーブル使用による施設が認められている。しかし、「人が常時通行するトンネル内」については、解釈第142条【人が常時通行するトンネル内電線路の施設】により低圧又は高圧に限定してトンネル内電線路の施設が認められている。従って、現在「人が常時通行するトンネル内」については、トンネル内地中埋設やトンネルを迂回して山間地ルートに特別高圧電線路を施設しているのが実態である。</p> <p>このような状況下で特別高圧電線路を施設する場合、トンネル内地中埋設ルートでは建設コストが高くなり、また山間地ルートでは豪雨や風雪などの自然災害の影響を受け易く、また一旦被害が発生すると復旧に多大な時間と労力を要するという欠点があった。</p> <p>一方、22(33)kVケーブルの信頼性が、解釈第142条(現行：第126条)制定当時(昭和7年)に比べて格段に向上しており、特別高圧電線路の設備保安面での信頼性は、低高圧電線路と同等以上である。また、近年、公衆感電・電気火災事故事例のない22(33)kVケーブルを、解釈第141条(現行：第126条)に準じて施設した場合、特別高圧電線路の公衆保安面においても、低高圧電線路と同等の安全性が確保できる。</p> <p>これらの状況を踏まえ、十分に安全性が確保できる条件を満足すれば一般公衆への感電のおそれがないと考えられることから、「鉄道、軌道又は自動車の専用トンネル内」と同様に「人が常時通行するトンネル内」への35kV以下の特別高圧電線路の施設を認める規格を制定した。</p> <p>2. 制定根拠</p> <p>35kV以下の特別高圧電線路の「人が常時通行するトンネル内」への施設について、以下のよう に検討を行った。</p> <p>①設備保安面からの検討</p> <p>○22(33)kVケーブル技術の変遷(「別紙1」参照)</p> <p>22(33)kVケーブルの信頼性・安全性は、昭和初期に比べ、絶縁体及びシース等の材料や構造が変更されたことや技術開発による製造工程での3層一括押出技術の採用などにより、格段に進歩している。</p> <p>○22(33)kVケーブル及び6kVケーブルの事故率の推移(「別紙2」参照)</p> <p>特別高圧22(33)kVケーブルの事故率は低下傾向にあり、現在では昭和40年代の1/6程度であり、高圧6kVケーブルの事故率よりもかなり低く推移している。</p> <p>②公衆保安面からの検討</p> <p>○近年の22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災事故発生状況(「別紙3」参照)</p> <p>平成1～10年度において、22(33)kVケーブルの絶縁性能及び品質に起因する公衆感電・</p>	<p>JESC E2011(35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設) 解説</p> <p><u>本解説での電気設備の技術基準の解釈(以下、「解釈」という)の条項は、規格制定時の解釈の条項番号を示す。</u></p> <p><u>JESC E2011(2014)は、前回確認から5年が経過したため、JESC運営要領に基づき、見直しを行った。平成23年7月に解釈が改正されたため、解釈の表記と整合をはかるよう見直した。</u></p> <p>1. 制定・改定経緯</p> <p><u><制定経緯></u></p> <p>「鉄道、軌道又は自動車の専用トンネル内」への特別高圧電線路の施設については、解釈第141条(現行：第126条)【トンネル内電線路の施設】第1項第三号により、ケーブル使用による施設が認められている。しかし、「人が常時通行するトンネル内」については、解釈第142条(現行：第126条)【人が常時通行するトンネル内電線路の施設】により低圧又は高圧に限定してトンネル内電線路の施設が認められている。従って、現在「人が常時通行するトンネル内」については、トンネル内地中埋設やトンネルを迂回して山間地ルートに特別高圧電線路を施設しているのが実態である。</p> <p>このような状況下で特別高圧電線路を施設する場合、トンネル内地中埋設ルートでは建設コストが高くなり、また山間地ルートでは豪雨や風雪などの自然災害の影響を受け易く、また一旦被害が発生すると復旧に多大な時間と労力を要するという欠点があった。</p> <p>一方、22(33)kVケーブルの信頼性が、解釈第142条(現行：第126条)制定当時(昭和7年)に比べて格段に向上しており、特別高圧電線路の設備保安面での信頼性は、低高圧電線路と同等以上である。また、近年、公衆感電・電気火災事故事例のない22(33)kVケーブルを、解釈第141条(現行：第126条)に準じて施設した場合、特別高圧電線路の公衆保安面においても、低高圧電線路と同等の安全性が確保できる。</p> <p>これらの状況を踏まえ、十分に安全性が確保できる条件を満足すれば一般公衆への感電のおそれがないと考えられることから、「鉄道、軌道又は自動車の専用トンネル内」と同様に「人が常時通行するトンネル内」への35kV以下の特別高圧電線路の施設を認める規格を制定した。</p> <p><u><改定経緯></u></p> <p><u>[平成26年8月7日改定]</u></p> <p><u>平成23年7月に解釈が改正されたため、解釈の表記と整合をはかるよう見直した。</u></p> <p>2. 制定根拠</p> <p>35kV以下の特別高圧電線路の「人が常時通行するトンネル内」への施設について、以下のよう に検討を行った。</p> <p>①設備保安面からの検討</p> <p>○22(33)kVケーブル技術の変遷(「別紙1」参照)</p> <p>22(33)kVケーブルの信頼性・安全性は、昭和初期に比べ、絶縁体及びシース等の材料や構造が変更されたことや技術開発による製造工程での3層一括押出技術の採用などにより、格段に進歩している。</p> <p>○22(33)kVケーブル及び6kVケーブルの事故率の推移(「別紙2」参照)</p> <p>特別高圧22(33)kVケーブルの事故率は低下傾向にあり、現在では昭和40年代の1/6程度であり、高圧6kVケーブルの事故率よりもかなり低く推移している。</p>	<p>●記載様式見直し(他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し(他規格と統一)</p> <p>●現行解釈を追加</p> <p>●記載様式見直し(他規格と統一)</p>

JESC E2011(2014)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p>電気火災事例は全くなく、信頼面・安全面での問題は認められない。</p> <p>○解釈における同種設備からの公衆保安面の検討</p> <p>解釈第141条（現行：第126条）【トンネル内電線路の施設】では、特別高圧電線路は解釈第92条（現行：第111条）【高圧屋側電線路の施設】第2項の規定に準じて施設することとなっている。つまり、トンネル内電線路は屋側電線路として扱っている。</p> <p>一方、特別高圧屋側電線路は、解釈第93条（現行：第112条）【特別高圧屋側電線路の施設】により、ケーブルを堅ろうな管若しくはトラフに収め、又は人が触れるおそれがないように施設し、かつ公衆保安面からの安全性を確保する工事をした上で施設を認められている。</p> <p>したがって、人が常時通行するトンネル内での22(33)kV特別高圧電線路の施設に関して、解釈第141条（現行：第126条）に準じて施設した場合は、公衆保安面で低高圧電線路と同等の安全性は確保できる。</p> <p>以上の検討結果により、人が常時通行するトンネル内についての特別高圧電線路の施設については、解釈第141条（現行：第126条）に準じて施設することにより、設備保安面及び公衆保安面から、高圧電線路と同等以上の安全性と信頼性があり、かつ確保できる。</p> <p>3. 規格の説明</p> <p>本規格では、35kV以下の特別高圧電線路を「人が常時通行するトンネル内」へ施設する場合の施設方法を示している。施設方法は高圧屋側電線路の施設方法に準じており、電線はケーブルのみに限定されている。</p> <p>「2. 技術的規定」の第二号の規定は、2014年に「ケーブルは、堅ろうな管若しくはトラフに収め、又は人が触れるおそれがないように施設すること。」から「ケーブルには、接触防護措置を施すこと。」に改定した。ここでいう接触防護措置には、改定前の規定にあったケーブルをトラフに収める場合も含まれる（解釈第1条第1項第三十六号の定義における「設備を金属管に収める等の防護措置」に該当）。</p> <p>第四号ハの「ちょう架用線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設すること。」とは、解釈第67条第1項第五号の規定に準じて施設することを示している。この場合において、ちょう架用線の重量及びちょう架用線に対する水平風圧には、それぞれケーブルの重量及びケーブルに対する水平風圧を加算するものとする。</p> <p>また、トンネルの壁面には、希に一部で金属等が使用されている場合がある。その際は、漏電が起こった場合の火災等を防止する観点から、金属等とケーブル工事に使用する管その他の電線を収める防護装置の金属製部分又は金属製の電線接続箱及びケーブルの被覆に使用する金属体を、電氣的に接続しないように施設する必要がある。</p> <p>4. 関連資料</p> <p>別紙1「22(33)kVケーブル技術の変遷」 別紙2「22(33)kVケーブル及び6kVケーブルの事故率の推移」 別紙3「近年の22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災事故発生状況」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>②公衆保安面からの検討</p> <p>○近年の22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災事故発生状況（「別紙3」参照）</p> <p>平成1～10年度において、22(33)kVケーブルの絶縁性能及び品質に起因する公衆感電・電気火災事例は全くなく、信頼面・安全面での問題は認められない。</p> <p>○解釈における同種設備からの公衆保安面の検討</p> <p>解釈第141条（現行：第126条）【トンネル内電線路の施設】では、特別高圧電線路は解釈第92条（現行：第111条）【高圧屋側電線路の施設】第2項の規定に準じて施設することとなっている。つまり、トンネル内電線路は屋側電線路として扱っている。</p> <p>一方、特別高圧屋側電線路は、解釈第93条（現行：第112条）【特別高圧屋側電線路の施設】により、ケーブルを堅ろうな管若しくはトラフに収め、又は人が触れるおそれがないように施設し、かつ公衆保安面からの安全性を確保する工事をした上で施設を認められている。</p> <p>したがって、人が常時通行するトンネル内での22(33)kV特別高圧電線路の施設に関して、解釈第141条（現行：第126条）に準じて施設した場合は、公衆保安面で低高圧電線路と同等の安全性は確保できる。</p> <p>以上の検討結果により、人が常時通行するトンネル内についての特別高圧電線路の施設については、解釈第141条（現行：第126条）に準じて施設することにより、設備保安面及び公衆保安面から、高圧電線路と同等以上の安全性と信頼性があり、かつ確保できる。</p> <p>3. 規格の説明</p> <p>本規格では、35kV以下の特別高圧電線路を「人が常時通行するトンネル内」へ施設する場合の施設方法を示している。施設方法は高圧屋側電線路の施設方法に準じており、電線はケーブルのみに限定されている。</p> <p>「2. 技術的規定」の第二号の規定は、2014年に「ケーブルは、堅ろうな管若しくはトラフに収め、又は人が触れるおそれがないように施設すること。」から「ケーブルには、接触防護措置を施すこと。」に改定した。ここでいう接触防護措置には、改定前の規定にあったケーブルをトラフに収める場合も含まれる（解釈第1条第1項第三十六号の定義における「設備を金属管に収める等の防護措置」に該当）。</p> <p>第四号ハの「ちょう架用線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設すること。」とは、解釈第67条第1項第五号の規定に準じて施設することを示している。この場合において、ちょう架用線の重量及びちょう架用線に対する水平風圧には、それぞれケーブルの重量及びケーブルに対する水平風圧を加算するものとする。</p> <p>また、トンネルの壁面には、希に一部で金属等が使用されている場合がある。その際は、漏電が起こった場合の火災等を防止する観点から、金属等とケーブル工事に使用する管その他の電線を収める防護装置の金属製部分又は金属製の電線接続箱及びケーブルの被覆に使用する金属体を、電氣的に接続しないように施設する必要がある。</p> <p>4. 関連資料</p> <p>別紙1「22(33)kVケーブル技術の変遷」 別紙2「22(33)kVケーブル及び6kVケーブルの事故率の推移」 別紙3「近年の22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災事故発生状況」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

JESC E2011 (2014) 「35 kV 以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由																																																																																				
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <h3 style="text-align: center;">22 (33) kV ケーブル技術の変遷</h3> <p>昭和初期には、絶縁体に「紙」を用いたケーブルを使用していたが、昭和 30 年代後半から絶縁耐力、耐衝撃性、耐摩耗性に優れた「架橋ポリエチレン」を採用するようになった。昭和 40 年以降は、短絡事故へ移行し難いトリプレックス型ケーブル (CVT) が採用されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期</th> <th rowspan="2">ケーブル品種</th> <th colspan="3">絶縁体</th> <th colspan="3">シース</th> <th rowspan="2">内・外半導電層 []内は工法</th> </tr> <tr> <th>材料</th> <th>特徴</th> <th>交流破壊電圧</th> <th>材料</th> <th>構造</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">昭和初期</td> <td>ヘルムケーブル (M44～S10)</td> <td>絶縁紙</td> <td rowspan="3">油の流下に起因する絶縁劣化・鉛被亀裂、ケーブル終端からの油漏れ等が多い。</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="3">鉛</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">共通一括シース</td> <td rowspan="3">一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性が高い。</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>H ケーブル (T15～)</td> <td>絶縁紙</td> <td style="text-align: center;">20～30 kV/mm</td> <td rowspan="2">鉛 (クロプロレン)*1</td> <td>半導電紙 [テープ巻き]</td> </tr> <tr> <td>SL ケーブル (S3～)</td> <td>絶縁紙 (フチゴム)*1</td> <td style="text-align: center;">20～30 kV/mm</td> <td>半導電紙 (半導電テープ)*1 [テープ巻き]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和 40 年現在</td> <td>CVT ケーブル</td> <td>架橋ポリエチレン</td> <td>上記ケーブルに比べ絶縁耐力、耐衝撃性、耐熱性に優れ、許容温度を 90℃まで高められる。</td> <td style="text-align: center;">58.3kV/mm *2</td> <td style="text-align: center;">ビニル</td> <td style="text-align: center;">各心シース</td> <td>一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性は、共通一括シースの場合と比べて低い。</td> <td>半導電テープ⇒ 半導電樹脂 [1層押出⇒ 2層押出⇒ 3層一括押出成形]</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 は昭和 30 年代以降 (出典:「地中送電技術の変遷」関西電力株式会社・「電線・ケーブルハンドブック」) *2 は昭和 60 年～平成 4 年 (出典:電気共同研究 第 51 巻 第 1 号「CV ケーブルおよび接続部の高電圧試験法」第 3-2-2 表)</p> <p>【内部半導電層・外部半導電層について】 (出展:電気学会技術報告第 668 号「特別高圧 CV ケーブル絶縁劣化形態と絶縁診断技術の動向」) 電界の均一化、ヒートサイクルによる絶縁体の膨張収縮に対して、導体及び遮蔽と絶縁体との密着性の維持等の役割があり、絶縁体との界面の接着性及び平滑性の向上により、部分放電特性といった電気特性の向上や安定化が図れる。CV ケーブル導入当初から技術開発が行われ、 当初～ 絶縁体のみ押出成形し、内部および外部半導電層をテープ巻きで施した構造 (T-T タイプ) … 1 層押出 (絶縁体押出内外導テープ) S50～ 内部半導電層と絶縁体を押出成形し、外部半導電層をテープ巻きで施した構造 (E-T タイプ) … 2 層押出 (絶縁体内導押出外導テープ) S58～ 内部及び外部半導電層と絶縁体を同時に押出成形した構造 (E-E タイプ) …… 3 層一括押出 (参考 T:Tape E:Extrude) と製造技術が進歩してきている。また S58 年から採用されている 3 層一括押出成形は、3 層が同時に押出被覆・架橋されるため、界面に外部より異物等が混入するおそれがなく、界面の平滑性ならびに接着性に非常に優れている。</p>	時期	ケーブル品種	絶縁体			シース			内・外半導電層 []内は工法	材料	特徴	交流破壊電圧	材料	構造	特徴	昭和初期	ヘルムケーブル (M44～S10)	絶縁紙	油の流下に起因する絶縁劣化・鉛被亀裂、ケーブル終端からの油漏れ等が多い。	—	鉛	共通一括シース	一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性が高い。	—	H ケーブル (T15～)	絶縁紙	20～30 kV/mm	鉛 (クロプロレン)*1	半導電紙 [テープ巻き]	SL ケーブル (S3～)	絶縁紙 (フチゴム)*1	20～30 kV/mm	半導電紙 (半導電テープ)*1 [テープ巻き]	昭和 40 年現在	CVT ケーブル	架橋ポリエチレン	上記ケーブルに比べ絶縁耐力、耐衝撃性、耐熱性に優れ、許容温度を 90℃まで高められる。	58.3kV/mm *2	ビニル	各心シース	一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性は、共通一括シースの場合と比べて低い。	半導電テープ⇒ 半導電樹脂 [1層押出⇒ 2層押出⇒ 3層一括押出成形]	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <h3 style="text-align: center;">22 (33) kV ケーブル技術の変遷</h3> <p>昭和初期には、絶縁体に「紙」を用いたケーブルを使用していたが、昭和 30 年代後半から絶縁耐力、耐衝撃性、耐摩耗性に優れた「架橋ポリエチレン」を採用するようになった。昭和 40 年以降は、短絡事故へ移行し難いトリプレックス型ケーブル (CVT) が採用されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期</th> <th rowspan="2">ケーブル品種</th> <th colspan="3">絶縁体</th> <th colspan="3">シース</th> <th rowspan="2">内・外半導電層 []内は工法</th> </tr> <tr> <th>材料</th> <th>特徴</th> <th>交流破壊電圧</th> <th>材料</th> <th>構造</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">昭和初期</td> <td>ヘルムケーブル (M44～S10)</td> <td>絶縁紙</td> <td rowspan="3">油の流下に起因する絶縁劣化・鉛被亀裂、ケーブル終端からの油漏れ等が多い。</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="3">鉛</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">共通一括シース</td> <td rowspan="3">一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性が高い。</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>H ケーブル (T15～)</td> <td>絶縁紙</td> <td style="text-align: center;">20～30 kV/mm</td> <td rowspan="2">鉛 (クロプロレン)*1</td> <td>半導電紙 [テープ巻き]</td> </tr> <tr> <td>SL ケーブル (S3～)</td> <td>絶縁紙 (フチゴム)*1</td> <td style="text-align: center;">20～30 kV/mm</td> <td>半導電紙 (半導電テープ)*1 [テープ巻き]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和 40 年現在</td> <td>CVT ケーブル</td> <td>架橋ポリエチレン</td> <td>上記ケーブルに比べ絶縁耐力、耐衝撃性、耐熱性に優れ、許容温度を 90℃まで高められる。</td> <td style="text-align: center;">58.3kV/mm *2</td> <td style="text-align: center;">ビニル</td> <td style="text-align: center;">各心シース</td> <td>一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性は、共通一括シースの場合と比べて低い。</td> <td>半導電テープ⇒ 半導電樹脂 [1層押出⇒ 2層押出⇒ 3層一括押出成形]</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 は昭和 30 年代以降 (出典:「地中送電技術の変遷」関西電力株式会社・「電線・ケーブルハンドブック」) *2 は昭和 60 年～平成 4 年 (出典:電気共同研究 第 51 巻 第 1 号「CV ケーブルおよび接続部の高電圧試験法」第 3-2-2 表)</p> <p>【内部半導電層・外部半導電層について】 (出展:電気学会技術報告第 668 号「特別高圧 CV ケーブル絶縁劣化形態と絶縁診断技術の動向」) 電界の均一化、ヒートサイクルによる絶縁体の膨張収縮に対して、導体及び遮蔽と絶縁体との密着性の維持等の役割があり、絶縁体との界面の接着性及び平滑性の向上により、部分放電特性といった電気特性の向上や安定化が図れる。CV ケーブル導入当初から技術開発が行われ、 当初～ 絶縁体のみ押出成形し、内部および外部半導電層をテープ巻きで施した構造 (T-T タイプ) … 1 層押出 (絶縁体押出内外導テープ) S50～ 内部半導電層と絶縁体を押出成形し、外部半導電層をテープ巻きで施した構造 (E-T タイプ) … 2 層押出 (絶縁体内導押出外導テープ) S58～ 内部及び外部半導電層と絶縁体を同時に押出成形した構造 (E-E タイプ) …… 3 層一括押出 (参考 T:Tape E:Extrude) と製造技術が進歩してきている。また S58 年から採用されている 3 層一括押出成形は、3 層が同時に押出被覆・架橋されるため、界面に外部より異物等が混入するおそれがなく、界面の平滑性ならびに接着性に非常に優れている。</p>	時期	ケーブル品種	絶縁体			シース			内・外半導電層 []内は工法	材料	特徴	交流破壊電圧	材料	構造	特徴	昭和初期	ヘルムケーブル (M44～S10)	絶縁紙	油の流下に起因する絶縁劣化・鉛被亀裂、ケーブル終端からの油漏れ等が多い。	—	鉛	共通一括シース	一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性が高い。	—	H ケーブル (T15～)	絶縁紙	20～30 kV/mm	鉛 (クロプロレン)*1	半導電紙 [テープ巻き]	SL ケーブル (S3～)	絶縁紙 (フチゴム)*1	20～30 kV/mm	半導電紙 (半導電テープ)*1 [テープ巻き]	昭和 40 年現在	CVT ケーブル	架橋ポリエチレン	上記ケーブルに比べ絶縁耐力、耐衝撃性、耐熱性に優れ、許容温度を 90℃まで高められる。	58.3kV/mm *2	ビニル	各心シース	一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性は、共通一括シースの場合と比べて低い。	半導電テープ⇒ 半導電樹脂 [1層押出⇒ 2層押出⇒ 3層一括押出成形]	
時期			ケーブル品種	絶縁体			シース			内・外半導電層 []内は工法																																																																												
	材料	特徴		交流破壊電圧	材料	構造	特徴																																																																															
昭和初期	ヘルムケーブル (M44～S10)	絶縁紙	油の流下に起因する絶縁劣化・鉛被亀裂、ケーブル終端からの油漏れ等が多い。	—	鉛	共通一括シース	一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性が高い。	—																																																																														
	H ケーブル (T15～)	絶縁紙		20～30 kV/mm				鉛 (クロプロレン)*1	半導電紙 [テープ巻き]																																																																													
	SL ケーブル (S3～)	絶縁紙 (フチゴム)*1		20～30 kV/mm					半導電紙 (半導電テープ)*1 [テープ巻き]																																																																													
昭和 40 年現在	CVT ケーブル	架橋ポリエチレン	上記ケーブルに比べ絶縁耐力、耐衝撃性、耐熱性に優れ、許容温度を 90℃まで高められる。	58.3kV/mm *2	ビニル	各心シース	一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性は、共通一括シースの場合と比べて低い。	半導電テープ⇒ 半導電樹脂 [1層押出⇒ 2層押出⇒ 3層一括押出成形]																																																																														
時期	ケーブル品種	絶縁体			シース			内・外半導電層 []内は工法																																																																														
		材料	特徴	交流破壊電圧	材料	構造	特徴																																																																															
昭和初期	ヘルムケーブル (M44～S10)	絶縁紙	油の流下に起因する絶縁劣化・鉛被亀裂、ケーブル終端からの油漏れ等が多い。	—	鉛	共通一括シース	一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性が高い。	—																																																																														
	H ケーブル (T15～)	絶縁紙		20～30 kV/mm				鉛 (クロプロレン)*1	半導電紙 [テープ巻き]																																																																													
	SL ケーブル (S3～)	絶縁紙 (フチゴム)*1		20～30 kV/mm					半導電紙 (半導電テープ)*1 [テープ巻き]																																																																													
昭和 40 年現在	CVT ケーブル	架橋ポリエチレン	上記ケーブルに比べ絶縁耐力、耐衝撃性、耐熱性に優れ、許容温度を 90℃まで高められる。	58.3kV/mm *2	ビニル	各心シース	一相地絡事故時、他の相を損傷させる可能性は、共通一括シースの場合と比べて低い。	半導電テープ⇒ 半導電樹脂 [1層押出⇒ 2層押出⇒ 3層一括押出成形]																																																																														

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">22(33)kV ケーブル及び 6kV ケーブルの事故率の推移</p> <p>【事故の定義】 供給支障の有無にかかわらず、自然災害・公衆加害・設備劣化等により地中ケーブルが被害を受け損傷した事故</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">22(33)kV ケーブル及び 6kV ケーブルの事故率の推移</p> <p>【事故の定義】 供給支障の有無にかかわらず、自然災害・公衆加害・設備劣化等により地中ケーブルが被害を受け損傷した事故</p>	
<p style="text-align: center;">S41~S50の平均事故率 特別高圧ケーブル：1.49 (件/延長100km) 高圧ケーブル：3.04 (件/延長100km)</p> <p style="text-align: center;">H2~H11の平均事故率 特別高圧ケーブル：0.25 (件/延長100km) 高圧ケーブル：0.80 (件/延長100km)</p>	<p style="text-align: center;">S41~S50の平均事故率 特別高圧ケーブル：1.49 (件/延長100km) 高圧ケーブル：3.04 (件/延長100km)</p> <p style="text-align: center;">H2~H11の平均事故率 特別高圧ケーブル：0.25 (件/延長100km) 高圧ケーブル：0.80 (件/延長100km)</p>	

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行										改 定 案										改 定 理 由																																																																																		
別紙3										別紙3																																																																																												
<p>近年の22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災事故発生状況</p> <p>平成1～10年度における22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災（単位は件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>6kV</th> <th colspan="2">22kV</th> <th colspan="2">33kV</th> <th>66kV</th> <th>77kV</th> <th>100kV～</th> <th rowspan="2">不明</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>送電</th> <th>送電</th> <th>配電</th> <th>送電</th> <th>配電</th> <th>送電</th> <th>送電</th> <th>送電</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>6 2</td> <td>2 1</td> <td>2 3</td> <td>7</td> <td>1 3 3</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1*</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（参考：「電気保安統計」 原子力安全・保安院 電力安全課）</p> <p>*22kV ケーブルでの事故は、作業者過失により発生した事故（停電作業中のお客さま構内電気室において、停電範囲外の充電された電力ケーブル終端に先方作業員が誤って接触した災害）であり、一般公衆による感電事故ではない。</p>											6kV	22kV		33kV		66kV	77kV	100kV～	不明	合計	送電	送電	配電	送電	配電	送電	送電	送電	電線	2	4	3	9	2	6 2	2 1	2 3	7	1 3 3	ケーブル	0	0	1*	0	0	0	1	0	1	3	<p>近年の22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災事故発生状況</p> <p>平成1～10年度における22(33)kVケーブルによる公衆感電・電気火災（単位は件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>6kV</th> <th colspan="2">22kV</th> <th colspan="2">33kV</th> <th>66kV</th> <th>77kV</th> <th>100kV～</th> <th rowspan="2">不明</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>送電</th> <th>送電</th> <th>配電</th> <th>送電</th> <th>配電</th> <th>送電</th> <th>送電</th> <th>送電</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>6 2</td> <td>2 1</td> <td>2 3</td> <td>7</td> <td>1 3 3</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1*</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（参考：「電気保安統計」 原子力安全・保安院 電力安全課）</p> <p>*22kV ケーブルでの事故は、作業者過失により発生した事故（停電作業中のお客さま構内電気室において、停電範囲外の充電された電力ケーブル終端に先方作業員が誤って接触した災害）であり、一般公衆による感電事故ではない。</p>											6kV	22kV		33kV		66kV	77kV	100kV～	不明	合計	送電	送電	配電	送電	配電	送電	送電	送電	電線	2	4	3	9	2	6 2	2 1	2 3	7	1 3 3	ケーブル	0	0	1*	0	0	0	1	0	1	3	
	6kV	22kV		33kV		66kV	77kV	100kV～	不明		合計																																																																																											
	送電	送電	配電	送電	配電	送電	送電	送電																																																																																														
電線	2	4	3	9	2	6 2	2 1	2 3	7	1 3 3																																																																																												
ケーブル	0	0	1*	0	0	0	1	0	1	3																																																																																												
	6kV	22kV		33kV		66kV	77kV	100kV～	不明	合計																																																																																												
	送電	送電	配電	送電	配電	送電	送電	送電																																																																																														
電線	2	4	3	9	2	6 2	2 1	2 3	7	1 3 3																																																																																												
ケーブル	0	0	1*	0	0	0	1	0	1	3																																																																																												

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格について</p> <p><u>1. 技術基準の性能規定化</u> 電気事業法においては、電気設備や原子力設備など七つの分野の技術基準が定められており、公共の安全確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき基準として、電気工作物の保安を支えています。これら技術基準のうち、発電用水力設備、発電用火力設備、電気設備、発電用風力設備の四技術基準を定める省令は、性能規定化の観点から平成 9 年 3 月に改正されました。</p> <p><u>2. 審査基準と技術基準の解釈</u> この改正により、四技術基準は、保安上達成すべき目標、性能のみを規定する基準となり、具体的な資機材、施工方法等の規定は、同年 5 月に資源エネルギー庁が制定した「技術基準の解釈」（発電用水力設備、発電用火力設備及び電気設備の技術基準の解釈）に委ねられることとなりました。その後、平成 16 年 3 月に発電用風力設備の技術基準の解釈が示され、「技術基準の解釈」は、電気事業法に基づく保安確保上の行政処分を行う場合の判断基準の具体的内容を示す「審査基準」として、技術基準に定められた技術的要件を満たすべき技術的内容の一例を具体的に示すものと位置付けられています。</p> <p><u>3. 審査基準等への民間規格・基準の反映</u> この技術基準の改正では、公正、公平な民間の機関で制定・承認された規格であれば、電気事業法の「審査基準」や「技術基準の解釈」への引用が可能（原子力を除く。）となり、技術基準に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映することが可能となりました。 このようなことから、これら「審査基準」や「技術基準の解釈」に引用を求める民間規格・基準の制定・承認などの活動を行う委員会として、「日本電気技術規格委員会」が平成 9 年 6 月に設立されました。</p> <p><u>4. 日本電気技術規格委員会の活動</u> 日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公平性、中立性を有する委員会として、民間が自主的に運営しています。 経済産業省では、民間規格評価機関から提案された民間規格・基準を、技術基準の保安体系において積極的に活用する方針です。当委員会は、自身を民間規格評価機関として位置付け委員会活動を公開するとともに、承認する民間規格などについて広く一般国民に公知させて意見を受け付け、必要に応じてその意見を民間規格に反映するなど、民間規格評価機関として必要な活動を行っています。 具体的には、当委員会における専門部会や関係団体等が策定した民間規格・基準、技術基準等に関する提言などについて評価・審議し、承認しています。また、必要なものは、行政庁に対し技術基準等への反映を要請するなどの活動を行っています。 主な業務としては、 ・電気事業法の技術基準などへの反映を希望する民間規格・基準を評価・審議し、承認 ・電気事業法等の目的達成のため、民間自らが作成、使用し、自主的な保安確保に資する民間規格・基準の承認 ・承認した民間規格・基準に委員会の規格番号を付与し、一般へ公開 ・行政庁に対し、承認した民間規格・基準の技術基準等への反映の要請 ・技術基準等のあり方について、民間の要望を行政庁へ提案</p>	<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格 <u>(JESC)</u> について</p> <p><u>1. 日本電気技術規格委員会の活動</u> 日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関です。 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の技術基準等に民間の技術的知識や経験等を迅速に反映すること、自主的な保安確保に資する民間規格の活用を推進することなどの活動により、電気工作物の保安及び公衆の安全並びに電気関連事業の一層の効率化に資することを目的とし、平成9年6月に設立されました。 主な活動として、 ・民間規格等（JESC規格）の制定、改定に関する審議、承認 ・国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価及び民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価 ・国の基準の改正要請を実施しています。</p> <p><u>2. 本規格の使用について</u> 日本電気技術規格委員会が承認した民間規格等は、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、委員会規約に基づき学識経験者、消費者団体、関連団体等で幅広く選出された委員で構成し、外部の意見を聞く手続きを経た上で、審議・承認されています。 日本電気技術規格委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。 本規格は、関連する技術基準の解釈に引用され同解釈の規定における選択肢を増やす目的で制定されたもので、同解釈と一体となって必要な技術的要件を明示した規格となっております。 本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。</p>	<p>●JESC体制見直しに伴う変更</p>

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><u>・規格に関する国際協力などの業務を通じて、電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化に資することなどがあります。</u></p> <p><u>5. 本規格の使用について</u> <u>日本電気技術規格委員会が承認した民間規格・基準は、審議の公平性、中立性の確保を基本方針とした委員会規約に基づいて、所属業種のバランスに配慮して選出された委員により審議、承認され、また、承認前の規格・基準等について広く外部の意見を聞く手続きを経て承認しています。</u> <u>当委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。</u> <u>本規格が、「電気設備の技術基準の解釈について」に引用された場合には、同解釈の一部として運用され、技術基準に適合する解釈として選択肢を増やす規格になっています。</u> <u>本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。</u></p>		

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">規格制定に参加した委員の氏名</p> <p style="text-align: right;">(順不同, 敬称略)</p> <p>日本電気技術規格委員会 (平成14年4月5日現在)</p> <p>委員 長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学名誉教授 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 海部 孝治 電気事業連合会 " 竹野 正二 電気保安協会全国連絡会議 " 越後 格之 (社)日本鉄鋼連盟 " 野嶋 孝 中部電力(株) " 榎本 龍幸 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 尾崎 之孝 東京電力(株) " 千澤 忠彦 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 三角 逸郎 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 森 信昭 (財)原子力発電技術機構 " 佐藤 和夫 関西電力(株) " 村岡 泰夫 (社)電気学会 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	<p style="text-align: center;">規格制定に参加した委員の氏名</p> <p style="text-align: right;">(順不同, 敬称略)</p> <p>日本電気技術規格委員会 (平成14年4月5日現在)</p> <p>委員 長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学名誉教授 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 海部 孝治 電気事業連合会 " 竹野 正二 電気保安協会全国連絡会議 " 越後 格之 (社)日本鉄鋼連盟 " 野嶋 孝 中部電力(株) " 榎本 龍幸 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 尾崎 之孝 東京電力(株) " 千澤 忠彦 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 三角 逸郎 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 森 信昭 (財)原子力発電技術機構 " 佐藤 和夫 関西電力(株) " 村岡 泰夫 (社)電気学会 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成14年1月15日現在)</p>	<p style="text-align: center;">配電専門部会 (平成14年1月15日現在)</p>	
<p>部会長 菅原 弘道 中部電力(株)</p>	<p>部会長 菅原 弘道 中部電力(株)</p>	
<p>委 員 高橋 健彦 関東学院大学</p>	<p>委 員 高橋 健彦 関東学院大学</p>	
<p>〃 城川 義明 北海道電力(株)</p>	<p>〃 城川 義明 北海道電力(株)</p>	
<p>〃 矢萩 保雄 東北電力(株)</p>	<p>〃 矢萩 保雄 東北電力(株)</p>	
<p>〃 小田切司朗 東京電力(株)</p>	<p>〃 小田切司朗 東京電力(株)</p>	
<p>〃 石田 篤志 中部電力(株)</p>	<p>〃 石田 篤志 中部電力(株)</p>	
<p>〃 本林 敏功 北陸電力(株)</p>	<p>〃 本林 敏功 北陸電力(株)</p>	
<p>〃 首藤 和夫 関西電力(株)</p>	<p>〃 首藤 和夫 関西電力(株)</p>	
<p>〃 綱島 宣武 中国電力(株)</p>	<p>〃 綱島 宣武 中国電力(株)</p>	
<p>〃 池田 章 四国電力(株)</p>	<p>〃 池田 章 四国電力(株)</p>	
<p>〃 結城 基夫 九州電力(株)</p>	<p>〃 結城 基夫 九州電力(株)</p>	
<p>〃 鳩間 國弘 沖縄電力(株)</p>	<p>〃 鳩間 國弘 沖縄電力(株)</p>	
<p>〃 神野 光生 大阪メディアポート(株)</p>	<p>〃 神野 光生 大阪メディアポート(株)</p>	
<p>〃 村上 陽一 (社) 日本電機工業会</p>	<p>〃 村上 陽一 (社) 日本電機工業会</p>	
<p>〃 高山 芳郎 (社) 日本電線工業会</p>	<p>〃 高山 芳郎 (社) 日本電線工業会</p>	
<p>〃 辻 康次郎 (社) 日本電力ケーブル接続技術協会</p>	<p>〃 辻 康次郎 (社) 日本電力ケーブル接続技術協会</p>	
<p>〃 海原 紀幸 (株) 関電工</p>	<p>〃 海原 紀幸 (株) 関電工</p>	
<p>〃 市川 建美 (財) 電力中央研究所</p>	<p>〃 市川 建美 (財) 電力中央研究所</p>	
<p>旧委員 川瀬 太郎 千葉大学</p>	<p>旧委員 川瀬 太郎 千葉大学</p>	
<p>〃 矢島 泰司 北海道電力(株)</p>	<p>〃 矢島 泰司 北海道電力(株)</p>	
<p>〃 佐尾 玄 東北電力(株)</p>	<p>〃 佐尾 玄 東北電力(株)</p>	
<p>〃 伊藤 良平 東京電力(株)</p>	<p>〃 伊藤 良平 東京電力(株)</p>	
<p>〃 川井 慎一 中部電力(株)</p>	<p>〃 川井 慎一 中部電力(株)</p>	
<p>〃 近藤 聡 関西電力(株)</p>	<p>〃 近藤 聡 関西電力(株)</p>	
<p>〃 熊野 光暁 中国電力(株)</p>	<p>〃 熊野 光暁 中国電力(株)</p>	
<p>〃 関谷 昌之 四国電力(株)</p>	<p>〃 関谷 昌之 四国電力(株)</p>	
<p>〃 川上 俊彦 九州電力(株)</p>	<p>〃 川上 俊彦 九州電力(株)</p>	
<p>〃 花城 可栄 沖縄電力(株)</p>	<p>〃 花城 可栄 沖縄電力(株)</p>	
<p>〃 川勝 敏明 大阪メディアポート(株)</p>	<p>〃 川勝 敏明 大阪メディアポート(株)</p>	

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成13年12月12日現在)</p> <p>主 査 石田 篤志 中部電力(株) 委 員 西倉 秀寿 北海道電力(株) " 佐藤 文彦 東北電力(株) " 丹羽 宣之 東京電力(株) " 大平 治義 中部電力(株) " 飯田 真 北陸電力(株) " 首藤 和夫 関西電力(株) " 川本 晃 中国電力(株) " 小嶋 唯司 四国電力(株) " 宮崎 昭 九州電力(株) " 高山 朝勝 沖縄電力(株) " 田沢佐智夫 (株)ジェイ・パワーシステムズ " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 小池 洋二 (株)フジクラ " 上山正仁郎 大阪メディアポート(株) " 永井 博民 (株)関電工 " 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 旧主査 川井 慎一 中部電力(株) 旧委員 出堀 良一 北海道電力(株) " 丹 和久 東京電力(株) " 藤澤 孝道 関西電力(株) " 多賀 裕司 四国電力(株) " 安部進一郎 九州電力(株) " 鳩間 國弘 沖縄電力(株) " 水浪 和人 住友電気工業(株) " 海原 紀幸 (株)関電工</p>	<p style="text-align: center;">配電研究部会 (平成13年12月12日現在)</p> <p>主 査 石田 篤志 中部電力(株) 委 員 西倉 秀寿 北海道電力(株) " 佐藤 文彦 東北電力(株) " 丹羽 宣之 東京電力(株) " 大平 治義 中部電力(株) " 飯田 真 北陸電力(株) " 首藤 和夫 関西電力(株) " 川本 晃 中国電力(株) " 小嶋 唯司 四国電力(株) " 宮崎 昭 九州電力(株) " 高山 朝勝 沖縄電力(株) " 田沢佐智夫 (株)ジェイ・パワーシステムズ " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 小池 洋二 (株)フジクラ " 上山正仁郎 大阪メディアポート(株) " 永井 博民 (株)関電工 " 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 旧主査 川井 慎一 中部電力(株) 旧委員 出堀 良一 北海道電力(株) " 丹 和久 東京電力(株) " 藤澤 孝道 関西電力(株) " 多賀 裕司 四国電力(株) " 安部進一郎 九州電力(株) " 鳩間 國弘 沖縄電力(株) " 水浪 和人 住友電気工業(株) " 海原 紀幸 (株)関電工</p>	
<p style="text-align: center;">配電研究部会合同WG (平成13年11月7日現在)</p> <p>幹 事 澤柳 友之 中部電力(株) 委 員 長谷川 聖 北海道電力(株) " 平野伸一郎 東北電力(株) " 河上 邦明 東京電力(株) " 松本 雄治 中部電力(株) " 西村 透 北陸電力(株) " 澤田 恵治 関西電力(株)</p>	<p style="text-align: center;">配電研究部会合同WG (平成13年11月7日現在)</p> <p>幹 事 澤柳 友之 中部電力(株) 委 員 長谷川 聖 北海道電力(株) " 平野伸一郎 東北電力(株) " 河上 邦明 東京電力(株) " 松本 雄治 中部電力(株) " 西村 透 北陸電力(株) " 澤田 恵治 関西電力(株)</p>	

JESC E2011(2014)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行				改 定 案				改定理由
委 員	柏木 章弘	関西電力(株)		委 員	柏木 章弘	関西電力(株)		
〃	北村 豊秋	中国電力(株)		〃	北村 豊秋	中国電力(株)		
〃	京野 利広	四国電力(株)		〃	京野 利広	四国電力(株)		
〃	西田 隆一	九州電力(株)		〃	西田 隆一	九州電力(株)		
〃	阿波根直也	沖縄電力(株)		〃	阿波根直也	沖縄電力(株)		
〃	本田 秀樹	(財)電力中央研究所		〃	本田 秀樹	(財)電力中央研究所		
〃	立岩 秀利	(株)関電工		〃	立岩 秀利	(株)関電工		
〃	森川 康二	大阪メディアポート(株)		〃	森川 康二	大阪メディアポート(株)		
〃	木島 孝	古河電気工業(株)		〃	木島 孝	古河電気工業(株)		
〃	森脇 武之	(株)ジェイ・パワーシステムズ		〃	森脇 武之	(株)ジェイ・パワーシステムズ		
〃	町田 浩一	(株)フジクラ		〃	町田 浩一	(株)フジクラ		
〃	新居田智彦	電気事業連合会		〃	新居田智彦	電気事業連合会		
旧委員	中村 英一	北海道電力(株)		旧委員	中村 英一	北海道電力(株)		
〃	唯野 幸雄	東北電力(株)		〃	唯野 幸雄	東北電力(株)		
〃	脇所 厚	東京電力(株)		〃	脇所 厚	東京電力(株)		
〃	近藤 正樹	東京電力(株)		〃	近藤 正樹	東京電力(株)		
〃	石田 晴彦	中部電力(株)		〃	石田 晴彦	中部電力(株)		
〃	佐藤 実	北陸電力(株)		〃	佐藤 実	北陸電力(株)		
〃	古田 勝	北陸電力(株)		〃	古田 勝	北陸電力(株)		
〃	末益 貴行	関西電力(株)		〃	末益 貴行	関西電力(株)		
〃	綿田 選	四国電力(株)		〃	綿田 選	四国電力(株)		
〃	下橋慎太郎	九州電力(株)		〃	下橋慎太郎	九州電力(株)		
〃	名護 理	沖縄電力(株)		〃	名護 理	沖縄電力(株)		
〃	平安 亮	沖縄電力(株)		〃	平安 亮	沖縄電力(株)		
〃	和田 勝	(財)電力中央研究所		〃	和田 勝	(財)電力中央研究所		
〃	迫田 清志	(株)関電工		〃	迫田 清志	(株)関電工		
〃	川内 伸次	大阪メディアポート(株)		〃	川内 伸次	大阪メディアポート(株)		
〃	前田 義弘	古河電気工業(株)		〃	前田 義弘	古河電気工業(株)		
〃	水谷 美生	住友電気工業(株)		〃	水谷 美生	住友電気工業(株)		
〃	長谷川隆章	住友電気工業(株)		〃	長谷川隆章	住友電気工業(株)		
事務局 ((社)日本電気協会技術部)				事務局 ((社)日本電気協会技術部)				
事務局	浅井 功 (総括)			事務局	浅井 功 (総括)			
〃	清沢 和紀 (配電専門部会担当)			〃	清沢 和紀 (配電専門部会担当)			
〃	南 昌利 (旧配電専門部会担当)			〃	南 昌利 (旧配電専門部会担当)			

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><平成26年8月7日改定時> <u>日本電気技術規格委員会</u> (平成26年8月7日現在)</p> <p>委員長 <u>日高 邦彦</u> <u>東京大学 大学院</u> 委員長代理 <u>横山 明彦</u> <u>東京大学 大学院</u> 委 員 <u>野本 敏治</u> <u>東京大学</u> " <u>横倉 尚</u> <u>武蔵大学</u> " <u>國生 剛治</u> <u>中央大学</u> " <u>金子 祥三</u> <u>東京大学</u> " <u>吉川 榮和</u> <u>京都大学</u> " <u>望月 正人</u> <u>大阪大学 大学院</u> " <u>栗原 郁夫</u> <u>(一財)電力中央研究所</u> " <u>飛田 恵理子</u> <u>東京都地域婦人団体連盟</u> " <u>今井 澄江</u> <u>神奈川県消費者の会連絡会</u> " <u>高橋 健彦</u> <u>(一社)電気設備学会</u> " <u>手島 康博</u> <u>電気事業連合会</u> " <u>佐藤 均</u> <u>電気保安協会全国連絡会</u> " <u>松浦 昌則</u> <u>中部電力(株)</u> " <u>西村 松次</u> <u>(一社)日本電設工業協会</u> " <u>山口 博</u> <u>東京電力(株)</u> " <u>岩本 佐利</u> <u>(一社)日本電機工業会</u> " <u>船橋 信之</u> <u>(一社)火力原子力発電技術協会</u> " <u>高坂 秀世</u> <u>(一社)日本電線工業会</u> " <u>押部 敏弘</u> <u>(一社) 発電設備技術検査協会</u> " <u>高島 賢二</u> <u>(一社)電力土木技術協会</u> " <u>土井 義宏</u> <u>関西電力(株)</u> " <u>酒井 祐之</u> <u>(一社)電気学会</u> 顧 問 <u>関根 泰次</u> <u>東京大学</u> 幹 事 <u>吉岡 賢治</u> <u>(一社)日本電気協会</u></p>	<p><令和6年6月〇日改定時> <u>日本電気技術規格委員会</u> (令和6年6月〇日現在)</p> <p>委員長 <u>横山 明彦</u> <u>東京大学</u> 委員長代理 <u>大崎 博之</u> <u>東京大学</u> 委 員 <u>金子 祥三</u> <u>東京大学</u> " <u>井上 俊雄</u> <u>(一財)電力中央研究所</u> " <u>國生 剛治</u> <u>中央大学</u> " <u>望月 正人</u> <u>大阪大学</u> " <u>横倉 尚</u> <u>武蔵大学</u> " <u>吉川 榮和</u> <u>京都大学</u> " <u>今井 澄江</u> <u>神奈川県消費者の会連絡会</u> " <u>大河内 美保</u> <u>主婦連合会</u> " <u>松木 隆典</u> <u>電気事業連合会</u> " <u>伏見 保則</u> <u>東京電力ホールディングス(株)</u> " <u>川北 浩司</u> <u>中部電力パワーグリッド(株)</u> " <u>西田 篤史</u> <u>関西電力送配電(株)</u> " <u>足立 健治</u> <u>電源開発(株)</u> " <u>栗田 智久</u> <u>(一社)日本電機工業会</u> " <u>郡司 勉</u> <u>(一社)日本電線工業会</u> " <u>阿部 達也</u> <u>(一社)日本配線システム工業会</u> " <u>本多 隆</u> <u>電気保安協会全国連絡会</u> " <u>芳賀 潤一</u> <u>全国電気管理技術者協会連合会</u> " <u>西村 松次</u> <u>(一社)日本電設工業協会</u> " <u>松橋 幸雄</u> <u>全日本電気工事業工業組合連合会</u> " <u>松村 徹</u> <u>(一社)日本電力ケーブル接続技術協会</u> " <u>本吉 高行</u> <u>(一社)電気学会</u> " <u>中村 泰造</u> <u>(一社)日本機械学会</u> " <u>奥村 智之</u> <u>(一社)日本電気協会</u> " <u>森田 潔</u> <u>(一社)電気設備学会</u> " <u>友澤 靖嗣</u> <u>(一社)日本ガス協会</u></p>	<p>●改定に伴い変更 (名簿はR6.2時点を仮反映)</p>

JESC E2011(2014)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
	<p>委 員 増川 浩章 (一社)火力原子力発電技術協会</p> <p>// 爾見 豊 (一財)発電設備技術検査協会</p> <p>// 大岡 紀一 (一社)日本非破壊検査協会</p> <p>// 渡邊 道夫 (一社)日本溶接協会</p> <p>// 小井澤 和明 (一社)電力土木技術協会</p> <p>// 吉村 光弘 (一社)日本風力発電協会</p> <p>// 亀田 正明 (一社)太陽光発電協会</p> <p>// 野村 佳広 大口自家発電施設者懇話会</p> <p>// 北林 雅之 (一社)日本内燃力発電設備協会</p> <p>// 手塚 政俊 日本電気計器検定所</p> <p>// 小池 浩輝 (一財)電気工事技術講習センター</p> <p>顧 問 関根 泰次 東京大学</p> <p>// 日高 邦彦 東京電機大学</p> <p>幹 事 吉岡 賢治 (一社)日本電気協会</p>	

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><u>配電専門部会</u> (平成26年6月30日現在)</p>	<p><u>配電専門部会</u> (令和6年4月8日現在)</p>	<p>●改定に伴い変更</p>
<p>部 会 長 <u>藤田 祐三</u> <u>中部電力(株)</u></p>	<p>部 会 長 <u>梶川 拓也</u> <u>中部電力パワーグリッド(株)</u></p>	
<p>委 員 <u>高橋 健彦</u> <u>関東学院大学</u></p>	<p>委 員 <u>高橋 健彦</u> <u>関東学院大学</u></p>	
<p>〃 <u>若尾 真治</u> <u>早稲田大学</u></p>	<p>〃 <u>若尾 真治</u> <u>早稲田大学</u></p>	
<p>〃 <u>青木 睦</u> <u>名古屋工業大学</u></p>	<p>〃 <u>青木 睦</u> <u>名古屋工業大学</u></p>	
<p>〃 <u>原田 憲朗</u> <u>北海道電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>中井 祐史</u> <u>北海道電力ネットワーク(株)</u></p>	
<p>〃 <u>中村 光一</u> <u>東北電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>三上 寛</u> <u>東北電力ネットワーク(株)</u></p>	
<p>〃 <u>沖村 文靖</u> <u>東京電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>山元 久明</u> <u>東京電力パワーグリッド(株)</u></p>	
<p>〃 <u>垣原 正樹</u> <u>中部電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>馬淵 崇</u> <u>中部電力パワーグリッド(株)</u></p>	
<p>〃 <u>沼田 浩二</u> <u>北陸電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>福澤 憲昌</u> <u>北陸電力送配電(株)</u></p>	
<p>〃 <u>萬田 恭久</u> <u>関西電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>松本 真也</u> <u>関西電力送配電(株)</u></p>	
<p>〃 <u>藤原 和彦</u> <u>中国電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>高橋 明久</u> <u>中国電力ネットワーク(株)</u></p>	
<p>〃 <u>稲川 浩</u> <u>四国電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>浅井 正行</u> <u>四国電力送配電(株)</u></p>	
<p>〃 <u>永野 浩文</u> <u>九州電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>岩下 朋亨</u> <u>九州電力送配電(株)</u></p>	
<p>〃 <u>川満 秀昭</u> <u>沖縄電力(株)</u></p>	<p>〃 <u>平安 亮</u> <u>沖縄電力(株)</u></p>	
<p>〃 <u>岩本 佐利</u> <u>(一社)日本電機工業会</u></p>	<p>〃 <u>高橋 勝彦</u> <u>KDDI(株)</u></p>	
<p>〃 <u>原田 真昭</u> <u>(一社)日本電線工業会</u></p>	<p>〃 <u>結城 靖幸</u> <u>(一社)日本電機工業会</u></p>	
<p>〃 <u>近藤 雅昭</u> <u>(一社)日本電力ケーブル接続技術協会</u></p>	<p>〃 <u>郡司 勉</u> <u>(一社)日本電線工業会</u></p>	
<p>〃 <u>中田 博</u> <u>KDDI(株)</u></p>	<p>〃 <u>大川 徳之</u> <u>住友電気工業(株)</u></p>	
<p>〃 <u>藤井 満</u> <u>(株)関電工</u></p>	<p>〃 <u>泊 政明</u> <u>(株)フジクラ・ダイヤケーブル</u></p>	
<p>〃 <u>小林 広武</u> <u>(一財)電力中央研究所</u></p>	<p>〃 <u>松村 徹</u> <u>(一社)日本電力ケーブル接続技術協会</u></p>	
	<p>〃 <u>藤井 満</u> <u>(株)関電工</u></p>	
	<p>〃 <u>岡田 有功</u> <u>(一社)電力中央研究所</u></p>	
	<p>〃 <u>西野 宏</u> <u>(株)日本エナジーコンポーネンツ</u></p>	

JESC E2011(2014)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p style="text-align: center;"><u>配電研究部会</u> (平成26年6月30日現在)</p> <p>主査 垣原 正樹 中部電力(株) 委員 石崎 薫 北海道電力(株) # 三國 俊晴 東北電力(株) # 埴 裕彦 東京電力(株) # 松村 一也 中部電力(株) # 矢後 健一 北陸電力(株) # 萬田 恭久 関西電力(株) # 藤原 和彦 中国電力(株) # 稲川 浩 四国電力(株) # 下別府 和憲 九州電力(株) # 川満 秀昭 沖縄電力(株) # 淡路 貴洋 (株)ジェイ・パワーシステムズ # 木島 孝 (株)ビスキヤス # 町田 浩一 (株)フジクラ # 中田 博 KDDI(株) # 角田 哲郎 (株)関電工 # 雪平 謙二 (一財)電力中央研究所</p>	<p style="text-align: center;"><u>配電作業会</u> (令和6年3月7日現在)</p> <p>部会長 青山 晋作 中部電力パワーグリッド(株) 委員 田村 大樹 北海道電力ネットワーク(株) # 車田 吉弘 東北電力ネットワーク(株) # 菊地 佑太 東京電力パワーグリッド(株) # 伊藤 勇磨 東京電力パワーグリッド(株) # 山本 雄磨 中部電力パワーグリッド(株) # 吉岡 淳平 北陸電力送配電(株) # 瀧澤 大輔 関西電力送配電(株) # 平井 雅人 関西電力送配電(株) # 中本 貴之 中国電力ネットワーク(株) # 長尾 和哉 四国電力送配電(株) # 益田 聖也 九州電力送配電(株) # 名嘉真 匡 沖縄電力(株) # 河邊 泰斗 送配電網協議会 # 前田 智寛 一般財団法人 電力中央研究所 # 於保 健一 (株)関電工 # 設楽 恒司 (株)フジクラ・ダイヤケーブル # 加藤 元晴 住友電気工業(株) # 佐藤 新平 (株)日本エナジーコンポーネンツ</p>	
<p style="text-align: center;"><u>配電研究部会合同WG</u> (平成26年6月30日現在)</p> <p>幹事 林 正幸 中部電力(株) 委員 竹田 安輝 北海道電力(株) # 菅原 徳元 東北電力(株) # 澤田 大輝 東京電力(株) # 杉野 政二 東京電力(株) # 池田 充 中部電力(株) # 平木 勲 北陸電力(株) # 桑下 敬康 関西電力(株) # 佐藤 孔治 関西電力(株) # 橋川 仁志 中国電力(株) # 石山 隆秀 四国電力(株) # 平川 晴規 九州電力(株) # 安形 陽一郎 沖縄電力(株) # 森脇 武之 (株)ジェイ・パワーシステムズ # 泊 政明 (株)ビスキヤス # 川島 毅 (株)フジクラ # 野崎 満 (株)関電工 # 吉田 友一 (一財)電力中央研究所 # 広瀬 壮一 電気事業連合会</p>		

JESC E2011 (2014) 「35 k V以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定理由
<p><u>事務局</u> <u>((一社)日本電気協会技術部)</u> (平成26年6月30日現在)</p> <p><u>事務局</u> <u>荒川 嘉孝</u> (総括)</p> <p><u>〃</u> <u>田中 健矢</u> (配電専門部会担当)</p>	<p><u>事務局</u> <u>((一社)日本電気協会技術部)</u> (令和6年6月27日現在)</p> <p><u>奥村 智之</u> (総 括)</p> <p><u>金子 貴之</u> (専門部会総括)</p> <p><u>堀田 康裕</u> (配電専門部会担当)</p>	<p>●改定に伴い変更</p>